工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
江戸川河川事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事
工事地名	埼玉県幸手市花島地先外１箇所

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 3月		１２）	設 計 年 月	令和 8年 4月	
２）	事務所名	江戸川河川事務所　工務第一課		１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号	2026030006		１４）	単価適用年月	2026年 4月	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		１５）	歩掛適用年月	2026年 4月	
５）	変更回数	0回		１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	河川工事		１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量			１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	257日間	自　令和 8年 6月15日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）	至　令和 9年 2月26日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）	至　年　月　日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	埼玉県		２２）	処 分 費 等	28,700,180	
１０）	地　　区	浦和地区		２３）	公 告 日	令和 8年 3月27日	
１１）	河川・路線	江戸川本川		２４）	入 札 締 切 日	年　月　日	

【花島地区】			【西宝珠花】		
河川土工	1	式	河川土工	1	式
法覆護岸工	1	式	排水構造物工	1	式
仮設工	1	式	構造物撤去工	1	式
			仮設工	1	式

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤･護岸 【花島地区】		式	1		105,040,667			
河川土工		式	1		86,836,461			
掘削工(ICT)		式	1		10,235,310			
掘削(ICT) 花島地先	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3	100	374.7	37,470			単-1号
掘削(ICT) 西関宿地先	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3	8,200	374.7	3,072,540			単-2号
土砂等運搬 西関宿地先	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		7,125,300			内-1号
盛土工		式	1		3,038,899			
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	340	6,994	2,377,960			単-3号
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	710	930.9	660,939			単-4号
盛土工(ICT)		式	1		63,463,460			
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	22,100	254.6	5,626,660			単-5号
土砂等運搬 流山SY	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		54,555,040			内-2号

設計内訳書

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込(ﾙｰｽﾞ) 流山SY	土砂 土量50,000m3未満	式	1		3,281,760			内-3号
法面整形工(ICT)		式	1		10,098,792			
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	1,080	910.9	983,772			単-6号
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	15,800	576.9	9,115,020			単-7号
法覆護岸工		式	1		14,147,064			
植生工		式	1		14,147,064			
麻芝		m2	16,890	837.6	14,147,064			単-8号
仮設工		式	1		4,057,142			
工事用道路工		式	1		1,119,542			
敷鉄板	設置･撤去	式	1		1,119,542			内-4号
交通管理工		式	1		2,937,600			
交通誘導警備員		式	1		2,937,600			内-5号

設計内訳書

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接工事費		式	1		105,040,667			
共通仮設費		式	1		26,116,662			
共通仮設費		式	1		18,291,662			
運搬費		式	1		1,874,312			
仮設材運搬費		式	1		1,874,312			内-6号
準備費		式	1		1,942,350			
表土運搬処理		式	1		1,942,350			内-7号
事業損失防止施設費		式	1		12,510,000			
家屋調査費		式	1		12,510,000			内-8号
技術管理費		式	1		1,146,000			
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		1,146,000			内-9号
現場環境改善費（率計上）		式	1		819,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1		7,825,000			
純工事費		式	1		131,157,329			
現場管理費		式	1		30,112,000			
工事原価		式	1		266,543,865			
一般管理費等		式	1		36,706,135			
工事価格		式	1		303,250,000			
消費税相当額		式	1		30,325,000			
工事費計		式	1		333,575,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤･護岸 【西宝珠花地区】		式	1		79,159,502			
河川土工		式	1		12,441,934			
掘削工(ICT)		式	1		30,408			
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	m3	70	434.4	30,408			単-1号
盛土工(ICT)		式	1		12,327,950			
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	2,500	265.1	662,750			単-2号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		11,003,760			内-1号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		661,440			内-2号
法面整形工		式	1		83,576			
表土敷均し		m3	620	134.8	83,576			単-3号
排水構造物工		式	1		8,231,485			
作業土工		式	1		164,410			

設計内訳書

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂	式	1		121,350			内-3号
埋戻し	土砂	式	1		43,060			内-4号
浸潤防止工		式	1		3,483,478			
中詰材	割栗石 150mm～200mm	m3	228	6,254	1,425,912			単-4号
中詰材	Co殻(二次破砕) 150mm～200mm	m3	2	303.2	606			単-5号
吸出し防止材	t=10mm	m2	1,000	1,064	1,064,000			単-6号
盛土	砂	m3	160	6,206	992,960			単-7号
堤脚水路工		式	1		4,458,957			
堤脚水路	800型 H=800	m	92	48,370	4,450,040			単-8号
堤脚水路端部処理		箇所	1	8,917	8,917			単-9号
側溝工		式	1		124,640			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝	B600×H500	m	2	62,320	124,640			単-10号

設計内訳書

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
構造物撤去工		式	1		42,281,840			
道路付属物撤去工		式	1		64,770			
道路反射鏡撤去		基	3	21,590	64,770			単-11号
構造物取壊し工		式	1		181,282			
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	2	11,740	23,480			単-12号
ｺﾝｸﾘｰﾄ二次破砕		m3	2	2,001	4,002			単-13号
自走式破砕機設置・撤去		式	1		153,800			内-5号
地下埋設物撤去工		式	1		7,561,860			
地下埋設物撤去		式	1		7,561,860			内-6号
排水構造物撤去工		式	1		874			
下水道管撤去	VUφ200	m	2	437.3	874			単-14号
仮設撤去工		式	1		6,324			

設計内訳書

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
大型土のう撤去		袋	6	1,054	6,324			単-15号
運搬処理工		式	1		34,466,730			
廃ﾌﾟﾗ運搬		m3	0.01	5,000	50			単-16号
混合廃棄物運搬		m3	1,148	5,000	5,740,000			単-17号
廃ﾌﾟﾗ処分		m3	0.01	18,000	180			単-18号
混合廃棄物処分		m3	1,148	25,000	28,700,000			単-19号
現場発生品運搬	道路反射鏡撤去品	式	1		26,500			内-7号
仮設工		式	1		16,204,243			
工事用道路工		式	1		326,397			
敷鉄板	設置･撤去	式	1		326,397			内-8号
土留･仮締切工		式	1		14,144,144			
溝掘り		式	1		24,270			内-9号

設計内訳書

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
広幅鋼矢板	IIIw型 広幅鋼矢板平均長さ 11.5m 鋼矢板打込長 11m	枚	55	255,500	14,052,500			単-20号
現場発生品運搬	鋼矢板切断材	式	1		67,374			内-10号
防護施設工		式	1		1,366,502			
仮囲い	設置･撤去　高さ 3m	式	1		1,366,502			内-11号
交通管理工		式	1		367,200			
交通誘導警備員		式	1		367,200			内-12号
直接工事費		式	1		79,159,502			
共通仮設費		式	1		8,794,034			
共通仮設費		式	1		4,314,034			
運搬費		式	1		1,390,034			
建設機械運搬費		式	1		183,860			内-13号
重建設機械分解組立輸送費		式	1		540,300			内-14号

設計内訳書

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材運搬費		式	1		665,874			内-15号
事業損失防止施設費		式	1		2,470,000			
家屋調査費		式	1		2,470,000			内-16号
現場環境改善費（率計上）		式	1		454,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		4,480,000			
純工事費		式	1		87,953,536			
現場管理費		式	1		17,321,000			
工事原価		式	1		105,274,536			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第　1号内訳書　　西関宿地先

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 3.0km以下	m３	8,190	870	7,125,300			
合　計					7,125,300			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第　2号内訳書　　流山SY

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 31.5km以下	m３	12,940	4,216	54,555,040			
合　計					54,555,040			

一式当たり内訳書

積込(ﾙｰｽﾞ)
第　3号内訳書　　流山SY

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	12,900	254.4	3,281,760			
合　計					3,281,760			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第　4号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	m２	836	452.3	378,122			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 83日 無 有	枚	90	8,238	741,420			
合　計					1,119,542			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　5号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	160	18,360	2,937,600			
合　計					2,937,600			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第　6号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 35km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	144.4	4,990	720,556			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 35km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	144.4	4,990	720,556			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	t	144.4	3,000	433,200			
合　計					1,874,312			

一式当たり内訳書

表土運搬処理

第　7号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	3,410	435	1,483,350			
整地	残土受入れ地での処理	m３	3,400	135	459,000			
合　計					1,942,350			

一式当たり内訳書

家屋調査費

第　8号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
家屋調査費（一式）	12510千円	式	1		12,510,000			
合　計					12,510,000			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　9号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	式	1		598,000			
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	式	1		548,000			
合　計					1,146,000			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 31.5km以下	m３	2,610	4,216	11,003,760			
合　計					11,003,760			

一式当たり内訳書

積込(ﾙｰｽﾞ)

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m 3	2,600	254.4	661,440			
合　計					661,440			

一式当たり内訳書

床掘り

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	50	2,427	121,350			
合　計					121,350			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　4号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m３	10	4,306	43,060			
合　計					43,060			

一式当たり内訳書

自走式破砕機設置・撤去

第　5号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
自走式破砕機設置・撤去工	設置･撤去 標準(1.0)	回	1	153,800	153,800			
合　計					153,800			

一式当たり内訳書

地下埋設物撤去

第　6号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【撤去・仮置き】								
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m３	1,100	259.8	285,780			
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	1,150	435	500,250			
整地	残土受入れ地での処理	m３	1,100	135	148,500			
【埋戻し】								
埋戻し	最小埋戻幅4m以上	m３	1,100	563.9	620,290			
土砂等運搬 【流山SY】	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 31.5km以下	m３	1,280	4,216	5,396,480			
積込（ルーズ） 【流山SY】	土砂 土量50,000m3未満	m３	1,300	254.4	330,720			
【搬出】								
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	1,100	254.4	279,840			
合　計					7,561,860			

一式当たり内訳書

現場発生品運搬

第　7号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 無し 4.0km以下	t	2.12	2,150	4,558			
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t	t	2.12	10,350	21,942			
合　計					26,500			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第　8号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	m２	297	452.3	134,333			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 57日 無 有	枚	32	6,002	192,064			
合　計					326,397			

一式当たり内訳書

溝掘り

第　9号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	10	2,427	24,270			
合　計					24,270			

一式当たり内訳書

現場発生品運搬

第　10号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 無し 4.0km以下	t	5.39	2,150	11,588			
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t	t	5.39	10,350	55,786			
合　計					67,374			

一式当たり内訳書

仮囲い

第　11号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮囲い設置・撤去	設置･撤去	m	144	8,677	1,249,488			
仮囲い仮設材	33日	m	144	812.6	117,014			
合　計					1,366,502			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　12号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	20	18,360	367,200			
合　計					367,200			

一式当たり内訳書

建設機械運搬費

第　13号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
貨物自動車による運搬（1車1回）	自走式破砕機 ｸﾗｯｼｬｰ寸法 開450mm 幅925mm 30.2km 無 有 4930円	台	1	91,930	91,930			
貨物自動車による運搬（1車1回）	自走式破砕機 ｸﾗｯｼｬｰ寸法 開450mm 幅925mm 30.2km 無 有 4930円	台	1	91,930	91,930			
合　計					183,860			

一式当たり内訳書

重建設機械分解組立輸送費

第　14号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) BH系山積1.0上1.5m3下(油圧ｸﾗﾑ･ﾃﾚｽｺ0.4上0.6m3下) 標準(1.0)	回	1	540,300	540,300			
合　計					540,300			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第　15号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 30.2km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	51.3	4,990	255,987			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 30.2km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	51.3	4,990	255,987			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	t	51.3	3,000	153,900			
合　計					665,874			

一式当たり内訳書

家屋調査費

第　16号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
家屋調査費（一式）	2470千円	式	1		2,470,000			
合　計					2,470,000			

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削(ICT) 花島地先	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	374.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削（ＩＣＴ）		土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 5,000m3以上10,000m3未満	ｍ３	1	374.7	374.7		
計						374.7		
単価						374.7	円／m3	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	掘削(ICT) 西関宿地先	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	374.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削（ＩＣＴ）		土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 5,000m3以上10,000m3未満	ｍ３	1	374.7	374.7		
計						374.7		
単価						374.7	円／m3	

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,994

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	2.5m未満	ｍ３	1	6,994	6,994	
計					6,994	
単価					6,994	円／m3

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	930.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	2.5m以上4.0m未満	ｍ３	1	930.9	930.9	
計					930.9	
単価					930.9	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	254.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）	20,000m3以上 無し	ｍ３	1	254.6	254.6	
計					254.6	
単価					254.6	円／m3

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	910.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（ＩＣＴ）	切土部 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	ｍ２	1	910.9	910.9	
計					910.9	
単価					910.9	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	576.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（ＩＣＴ）	盛土部 無し ﾚｷ質土､砂及び砂質土､粘性土	ｍ２	1	576.9	576.9	
計					576.9	
単価					576.9	円／m2

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	麻芝		単位	m2	数量	1	単価	837.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
人工張芝		ｍ２	1	837.6	837.6	
計					837.6	
単価					837.6	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	434.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削（ＩＣＴ）	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 5,000m3未満	ｍ３	1	434.4	434.4	
計					434.4	
単価					434.4	円／m3

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	265.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）	20,000m3未満 無し	ｍ３	1	265.1	265.1	
計					265.1	
単価					265.1	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	表土敷均し		単位	m3	数量	1	単価	134.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		敷均し(ﾙｰｽﾞ) 10,000m3未満 無し	ｍ３	1	134.8	134.8		
計						134.8		
単価						134.8	円／m3	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	中詰材	割栗石 150mm～200mm	単位	m3	数量	1	単価	6,254
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込（ルーズ）		岩塊･玉石 土量50,000m3未満	ｍ３	1	303.2	303.2		
割栗石		１５０－２００ｍｍ	ｍ３	1	5,950	5,950		
計						6,253.2		
単価						6,254	円／m3	

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	中詰材	Co殻(二次破砕) 150mm～200mm	単位	m3	数量	1	単価	303.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（ルーズ）	岩塊・玉石 土量50,000m3未満	ｍ３	1	303.2	303.2	
計					303.2	
単価					303.2	円／m3

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	吸出し防止材	t=10mm	単位	m2	数量	1	単価	1,064

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
吸出し防止材設置		ｍ２	1	1,064	1,064	
計					1,064	
単価					1,064	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	盛土	砂	単位	m3	数量	1	単価	6,206

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	ｍ３	1	260.8	260.8	
砂	埋め戻し用	ｍ３	1.33	4,470	5,945.1	
計					6,205.9	
単価					6,206	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	堤脚水路	800型 H=800	単位	m	数量	10	単価	48,370

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
堤脚水路据付	800型 H=800	m	10	12,140	121,400	
堤脚水路 下部型	H=800タイプ L=2.0m	個	5	42,600	213,000	
堤脚水路 上部型	スリットタイプ L=2.0m	個	4	27,400	109,600	
堤脚水路 上部型	グレーチングタイプ(グレーチング付)L=2.0m	個	1	34,900	34,900	
基面整正		ｍ２	9	528.4	4,755.6	
計					483,655.6	
単価					48,370	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	堤脚水路端部処理		単位	箇所	数量	1	単価	8,917

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.04	39,310	1,572.4	
型枠	一般型枠 小型構造物	ｍ２	0.74	9,925	7,344.5	
計					8,916.9	
単価					8,917	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝	B600×H500	単位	m	数量	10	単価	62,320

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 1.41m3/10m	m	10	36,000	360,000	
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	10	17,960	179,600	
【基礎コンクリート】						
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.94	39,310	36,951.4	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	2	5,601	11,202	
【調整コンクリート】						
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.9	39,310	35,379	
計					623,132.4	
単価					62,320	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	道路反射鏡撤去		単位	基	数量	1	単価	21,590

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路反射鏡　支柱・基礎撤去	無し	基	1	21,590	21,590	
計					21,590	
単価					21,590	円／基

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	11,740

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	ｍ３	1	11,740	11,740	
計					11,740	
単価					11,740	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	ｺﾝｸﾘｰﾄ二次破砕		単位	m3	数量	1	単価	2,001
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート殻二次破砕費		15cm～20cm程度	m3	1	2,001	2,001		
計						2,001		
単価						2,001	円／m3	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	下水道管撤去	VUφ200	単位	m	数量	1	単価	437.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		撤去 直管 200～400mm	m	1	437.3	437.3		
計						437.3		
単価						437.3	円／m	

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	大型土のう撤去		単位	袋	数量	1	単価	1,054

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	1	1,054	1,054	
計					1,054	
単価					1,054	円／袋

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	廃ﾌﾟﾗ運搬		単位	m3	数量	10	単価	5,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
廃プラ運搬	塩ビ管等 10m3/回	台/日	1	50,000	50,000	
計					50,000	
単価					5,000	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	混合廃棄物運搬		単位	m3	数量	10	単価	5,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
混合廃棄物運搬	地下埋設物 10m3/回	台/日	1	50,000	50,000	
計					50,000	
単価					5,000	円／m3

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	廃ﾌﾟﾗ処分		単位	m3	数量	1	単価	18,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	18,000	18,000	
計					18,000	
単価					18,000	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	混合廃棄物処分		単位	m3	数量	1	単価	25,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	25,000	25,000	
計					25,000	
単価					25,000	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	広幅鋼矢板	IIIw型 広幅鋼矢板平均長さ 11.5m 鋼矢板打込長 11 m	単位	枚	数量	55	単価	255,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板打込み(BHバイブロLHV工法)	Ⅲw型 L=11.5m 1箇所継	枚	55	56,880	3,128,400	
鋼矢板(各種)	SYW295 Ⅲw型 L=11.5m (5.0m+6.5m)	枚	28	191,700	5,367,600	
鋼矢板(各種)	SYW295 Ⅲw型 L=11.5m (5.5m+6.0m)	枚	27	192,000	5,184,000	
ガス切断(撤去長1.2m)	鋼矢板(Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ,Ⅴ,ⅤL,Ⅱw,Ⅲw,Ⅳw,10H,25H型)	箇所	55	6,713	369,215	
計					14,049,215	
単価					255,500	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	単位	ｍ２	数量	100	単価	452.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.295	33,354	9,839	
とび工		人	0.295	33,048	9,749	
普通作業員		人	0.295	26,418	7,793	
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	59,000	17,405	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		444	
計					45,230	
単価					452.3	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 83日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	8,238

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	7,138	7,138	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,238	
単価					8,238	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	18,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,360	18,360	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,360	
単価					18,360	円／人日

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 35km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,990

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分Ｂ	製品長12m以内 40kmまで	t	1	4,990	4,990	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,990	
単価					4,990	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価	3,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	2	1,500	3,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					3,000	
単価					3,000	円／ｔ

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	家屋調査費（一式）	12510千円	単位	式	数量	1	単価	12,510,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
物件補償費		式	1		12,510,000	
計					12,510,000	
単価					12,510,000	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	単位	式	数量	1	単価	598,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000	
計					598,000	
単価					598,000	円／式

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	単位	式	数量	1	単価	548,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000	
計					548,000	
単価					548,000	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価 59,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334	
軽油		L	119	135	16,065	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ吊	日	1.06	10,000	10,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					59,000	
単価					59,000	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	堤脚水路据付	800型 H=800	単位	m	数量	10	単価	12,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.72	33,354	24,014	
特殊作業員		人	0.48	29,580	14,198	
普通作業員		人	1.44	26,418	38,041	
バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型ｸﾚｰﾝ付 山積0.45m3/平積0.35m3 吊能力2.9t	日	0.36	49,620	17,863	
基礎砕石費 14%		式	1		13,176	
諸雑費（率＋まるめ） 15%		式	1		14,108	
計					121,400	
単価					12,140	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	Ｕ型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 1.41m3/10m	単位	m	数量	10	単価	36,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
Ｕ型側溝	Ｌ２０００　１０００ｋｇ以下　昼　無	m	10	4,642.02	46,420	
U型側溝	B600×H500 L=2.0m	個	5	62,275	311,375	
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.692	1,300	2,199	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					360,000	
単価					36,000	円／ｍ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	17,960

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋版コンクリート・鋼製	１７０ｋｇ以下　昼　無	枚	100	1,058.76	105,876	
U型側溝蓋	B600用	枚	100	16,900	1,690,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		124	
計					1,796,000	
単価					17,960	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	道路反射鏡　支柱・基礎撤去	無し	単位	基	数量	1	単価	21,590

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支柱・基礎撤去	φ76.3～101.6*3.2～4.2*3600～4800 時間制約無	基	1	21,583.2	21,583	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					21,590	
単価					21,590	円／基

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	ｍ３	数量	1	単価	11,740

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物	昼間　機械施工　制約無	ｍ３	1	11,735.59	11,735	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					11,740	
単価					11,740	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	自走式破砕機設置・撤去工	設置･撤去 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	153,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.58	33,354	19,345	
特殊作業員		人	0.58	29,580	17,156	
自走式破砕機運転		日	0.58	161,800	93,844	
トラッククレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力４．９ｔ吊	日	0.34	39,600	13,464	
諸雑費（率＋まるめ） 7%		式	1		9,991	
計					153,800	
単価					153,800	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	1,054

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.087	33,354	2,901	
特殊作業員		人	0.087	29,580	2,573	
バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0.087	58,070	5,052	
諸雑費（率＋まるめ） 0.4%		式	1		14	
計					10,540	
単価					1,054	円／袋

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	18,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費　廃プラ		ｍ３	100	18,000	1,800,000	
計					1,800,000	
単価					18,000	円／ｍ３

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	25,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費　地下埋設物		ｍ３	100	25,000	2,500,000	
計					2,500,000	
単価					25,000	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	単位	ｍ２	数量	100	単価	452.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.295	33,354	9,839	
とび工		人	0.295	33,048	9,749	
普通作業員		人	0.295	26,418	7,793	
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	59,000	17,405	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		444	
計					45,230	
単価					452.3	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 57日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	6,002

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	4,902	4,902	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,002	
単価					6,002	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板打込み(BHバイブロLHV工法)	Ⅲw型 L=11.5m 1箇所継	単位	枚	数量	10	単価	56,880

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.37	33,354	45,694	
とび工		人	1.37	33,048	45,275	
溶接工		人	2.74	36,516	100,053	
普通作業員		人	1.37	26,418	36,192	
ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ杭打機運転	油圧ｼｮﾍﾞﾙ装着式・160kN ﾍﾞｰｽﾏｼﾝ:山積1.4m3級	h	8.77	20,890	183,205	
継施工費	鋼矢板　Ⅲw型	箇所	10	10,100	101,000	
諸雑費（率＋まるめ） 14%		式	1		57,381	
計					568,800	
単価					56,880	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板(各種)	SYW295 Ⅲw型 L=11.5m (5.0m+6.5m)	単位	枚	数量	1	単価	191,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板	SYW295 Ⅲw L=11.5m=5.0m+6.5m	枚	1	191,638	191,638	
諸雑費（まるめ）		式	1		62	
計					191,700	
単価					191,700	円／枚

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板(各種)	SYW295 Ⅲw型 L=11.5m (5.5m+6.0m)	単位	枚	数量	1	単価	192,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板	SYW295 Ⅲw L=11.5m=5.5m+6.0m	枚	1	191,964	191,964	
諸雑費（まるめ）		式	1		36	
計					192,000	
単価					192,000	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ガス切断(撤去長1.2m)	鋼矢板(Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ,Ⅴ,ⅤL,Ⅱw,Ⅲw,Ⅳw,10H,25H型)	単位	箇所	数量	1	単価	6,713

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
溶接工		人	0.13	36,516	4,747	
普通作業員		人	0.04	26,418	1,056	
酸素	ボンベ	ｍ３	0.63	522	328	
アセチレン	ボンベ	ｋｇ	0.26	2,220	577	
諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		5	
計					6,713	
単価					6,713	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮囲い設置・撤去	設置･撤去	単位	m	数量	10	単価 8,677

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
仮囲い設置		m	10	4,715	47,150	
仮囲い撤去		m	10	3,962	39,620	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					86,770	
単価					8,677	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮囲い仮設材	33日	単位	m	数量	10	単価	812.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
仮囲い仮設材賃料		日	33	246.27	8,126	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,126	
単価					812.6	円／m

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	18,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,360	18,360	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,360	
単価					18,360	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	自走式破砕機 ｸﾗｯｼｬｰ寸法 開450mm 幅925mm 30.2km 無 有 4930円	単位	台	数量	1	単価	91,930

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 50kmまで	台	1	87,000	87,000	
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）Ｋ（Ｋ’）	台	1	4,930	4,930	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					91,930	
単価					91,930	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) BH系山積1.0上1.5m3下(油圧ｸﾗﾑ･ﾃﾚｽｺ0.4上0.6m3下) 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	540,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	2.7	29,580	79,866	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	1.4	53,200	74,480	
運搬費等率 250%		式	1		385,865	
諸雑費（まるめ）		式	1		89	
計					540,300	
単価					540,300	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 30.2km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,990
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分Ｂ		製品長12m以内 40kmまで	t	1	4,990	4,990		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4,990		
単価						4,990	円／ｔ	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価	3,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み．取卸し費（仮設材等）			t	2	1,500	3,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						3,000		
単価						3,000	円／ｔ	

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	家屋調査費（一式）	2470千円	単位	式	数量	1	単価	2,470,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
物件補償費		式	1		2,470,000	
計					2,470,000	
単価					2,470,000	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型ｸﾚｰﾝ付 山積0.45m3/平積0.35m3 吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	49,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334	
軽油		L	59	135	7,965	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．４５ｍ３　吊能力２．９ｔ吊	日	1.42	6,560	9,315	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					49,620	
単価					49,620	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	自走式破砕機運転		単位	日	数量	1	単価	161,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	177	135	23,895	
自走式破砕機［ジョークラッシャ］	通称３０ｔ級　供給口寸法４５０mm×９２５mm	供用日	1.71	80,600	137,826	
諸雑費（まるめ）		式	1		79	
計					161,800	
単価					161,800	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	58,070

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334	
軽油		L	101	135	13,635	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ吊	日	1.21	10,000	12,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					58,070	
単価					58,070	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価 59,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334	
軽油		L	119	135	16,065	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ吊	日	1.06	10,000	10,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					59,000	
単価					59,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ杭打機運転	油圧ｼｮﾍﾞﾙ装着式・160kN ﾍﾞｰｽﾏｼﾝ:山積1.4m3級	単位	h	数量	1	単価	20,890

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.16	32,334	5,173	
軽油		L	24	135	3,240	
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)［標準型・排対型(第3次基準)］損料	標準ﾊﾞｹｯﾄ容量 山積1.4m3	h	1	9,060	9,060	
ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ(単体)［油圧ｼｮﾍﾞﾙ装着・可変高周波(超低)］	損料 ［振り子式］最大起振力160kN振動周波数27～36Hz	h	1	3,410	3,410	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					20,890	
単価					20,890	円／h

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮囲い設置		単位	m	数量	10	単価 4,715

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.27	33,354	9,005	
特殊作業員		人	0.541	29,580	16,002	
普通作業員		人	0.541	26,418	14,292	
諸雑費（率＋まるめ） 20%		式	1		7,851	
計					47,150	
単価					4,715	円／m

参考資料（２）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮囲い撤去		単位	m	数量	10	単価 3,962

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.25	33,354	8,338	
普通作業員		人	1	26,418	26,418	
諸雑費（率＋まるめ） 14%		式	1		4,864	
計					39,620	
単価					3,962	円／m

R７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事

（ 当　　初 ）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	184,200,169
(2)共通仮設費	34,910,696
(3)純工事費 (1)+(2)	219,110,865
(4)現場管理費	47,433,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	266,543,865
(7')一般管理費等(計上額)	36,706,135
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	303,250,000

(16)工場製作純工事費	0
(17)工場管理費	0
(18)工場製作原価 (16)+(17)	0

((7)一般管理費等(計算額)　36,707,239)

(11)消費税相当額	30,325,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	333,575,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	303,250,000
(14)調査基準価格	305,514,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	277,740,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川工事　　合算工事： 0

対象工事費	199,180,169	直接工事費	184,200,169	準備費	0	事業損失	14,980,000
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	28,700,180	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	38,154,175	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	14,980,000	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	23,174,175	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	161,025,994	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	155,499,989		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	6.73 %		0 %	
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1	
率（補正後）	6.86 %	（6.73% × 週休1.02）		
計上額	11,046,000		0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	155,499,989	直接工事費	184,200,169
非対象額計（－）	28,700,180		
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	28,700,180	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	155,499,989	現工事	0
		合算工事	0

現場環境改善費			
率（補正前）	0.72　%	0　%	0　%
施工地域等補正	市街地以外		
率（補正後）	0.72　%		
計上額	1,119,000	0	0

比較結果	当該追加工事	Ａ	調整工事計上額	0
	0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	21,332,696				
運搬費	3,264,346	準備費	1,942,350	事業損失防止施設費	14,980,000
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					33,497,696

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川工事　　合算工事： 0

対象工事費	117,550,667	直接工事費	105,040,667	準備費	0	事業損失	12,510,000
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	12,510,000	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	12,510,000	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	105,040,667	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	105,040,667		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	7.3 %		0 %	
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1	
率（補正後）	7.45 %	（7.3 % × 週休1.02）		
計上額	7,825,000		0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	105,040,667	直接工事費	105,040,667
非対象額計（－）	0		
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	105,040,667	現工事	0
合算工事	0		

現場環境改善費			
率（補正前）	0.78　％	0　％	0　％
施工地域等補正	市街地以外		
率（補正後）	0.78　％		
計上額	819,000	0	0

比較結果	当該追加工事	Ａ	調整工事計上額	0
	0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	17,472,662				
運搬費	1,874,312	準備費	1,942,350	事業損失防止施設費	12,510,000
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					26,116,662

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川工事　　合算工事： 0

対象工事費	81,629,502	直接工事費	79,159,502	準備費	0	事業損失	2,470,000
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	28,700,180	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	28,795,395	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	2,470,000	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	26,325,395	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	52,834,107	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	50,459,322		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	8.31 %		0 %	
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1	
率（補正後）	8.48 %	（8.31% × 週休1.02）		
計上額	4,480,000		0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	50,459,322	直接工事費	79,159,502		
非対象額計（－）	28,700,180				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	28,700,180	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	50,459,322	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.9　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.9　％				
計上額	454,000		0		0
比較結果　当該追加工事	A			調整工事計上額	0
0	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	3,860,034				
運搬費	1,390,034	準備費	0	事業損失防止施設費	2,470,000
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　8,794,034

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	217,697,865	単独（追加工事）直接工事費	184,200,169	単独（追加工事）共通仮設費	33,497,696
非対象額計（－）	38,154,175				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	14,980,000	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	23,174,175	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	179,543,690	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	174,017,685		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	22.63 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	23.31 %	（22.63% × 週休1.03）	0 %		
計上額	41,851,000		0		0
			10,886,675 （工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	131,157,329	単独（追加工事）直接工事費	105,040,667	単独（追加工事）共通仮設費	26,116,662
非対象額計（－）	12,510,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	12,510,000	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	118,647,329	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	118,647,329		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	24.64 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	25.38 %	（24.64% × 週休1.03）	0 %		
計上額	30,112,000		0		0
			（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	87,953,536	単独（追加工事）直接工事費	79,159,502	単独（追加工事）共通仮設費	8,794,034
非対象額計（－）	28,795,395				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	2,470,000	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	26,325,395	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	59,158,141	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	56,783,356		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	28.43 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	29.28 %	（28.43% × 週休1.03）	0 %		
計上額	17,321,000		0		0
			（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	江戸川河川事務所　工務第一課			工事番号	2026030006　　第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川工事

工事原価	259,548,865						
純工事費	217,697,865	現場管理費		41,851,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	38,154,175						
管理費区分９	14,980,000	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	23,174,175	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	221,394,690		現工事	0		合算工事	0
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	215,868,685		現工事	0		合算工事	0
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1		現工事				
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	221,394,690						
契約保証に係る補正値	0.04 %						
一般管理費率							
単独（追加工事）	16.54 %		現工事	0 %		合算工事	0 %
一般管理費	36,706,135						
業務委託料等	0						
調査基準価格	305,514,000						
調査基準価格の100/110	277,740,000	（ 91.59 %）					

令和７年度

Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事

特記仕様書

令和８年３月

国土交通省関東地方整備局
江 戸 川 河 川 事 務 所

第１章　総則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等(契約書第10条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者の専任期間

１．　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．　主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．　本工事において、建設業法第26条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）　建設業法第26条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）　監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）　同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５） 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は別紙一覧表の地域内の工事でなければならない。
（６） 専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
（７） 専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（８） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２． 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第2 6 7 号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３． 本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
１） 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
２） 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
３） 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４． 本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（６）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５． 本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　コリンズ（CORINS）への登録

１． 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２． 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受け場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３． 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第７条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。

なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

【花島地区】
起点　埼玉県幸手市花島 緯度 ３６°０４’０５” 経度 １３９°４６’５４
終点　埼玉県幸手市花島 緯度 ３６°０３’５６” 経度 １３９°４６’５６”

【西宝珠花地区】
起点　埼玉県春日部市西宝珠花 緯度 ３６°０１’５８” 経度 １３９°４８’５１”
終点　埼玉県春日部市西宝珠花 緯度 ３６°０２’０３” 経度 １３９°４８’４８”

第８条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、江戸川右岸５１．０km、５５．６km～５５．９km付近において、首都圏氾濫区域堤防強化対策として、川裏の基盤整備及び上段盛土を行うものである。

主な工種は、【花島地区】施工延長　L=約270m、河川土工　１式、盛土工　約23,000m3、法面整形工　約17,000m2、法覆護岸工　１式、植生工　約17,000m2、仮設工　１式、【西宝珠花地区】施工延長　L=約100m、河川土工　１式、盛土工　約2,500m3、排水構造物工　１式、堤脚水路工　約90m、構造物撤去工　１式、仮設工　１式。

第９条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書(令和7年3月版)1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｒ３江戸川堤防強化対策堤防設計業務	4048516794
Ｒ５江戸川堤防強化対策堤防調査設計業務	4055778011
Ｒ５江戸川堤防強化対策検討設計業務	4058244072

第１０条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１１条　調査・試験に対する協力

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。
なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

⑴ 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

⑵ 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

⑶ 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は江戸川河川事務所のホームページにより公表する。

⑷ 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１２条　低入札契約におけるモニターカメラの設置
本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条　工事書類の作成
１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事書類作成マニュアル（令和７年３月)」に基づき実施するものとする。
２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子化書類スリム化ガイド（令和７年３月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合において紙での提示、提出は行わないものとする。

第１４条　設計図書の照査
発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。
なお、設計変更の対象については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１５条　情報共有システムの活用
１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。
なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和7年3月版）に基づき実施すること。
２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件
(Rev5.7) 令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。

また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１６条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１７条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「江戸川河川事務所設計審査会設置運用方針（R7.3.25改訂）」（審査会__別紙―１）によるものとする。

第１８条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.htmlに掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１９条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.htmlに掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．　効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２０条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２１条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１６から１－１－１－１８に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版：令和７年３月」によることとする。

第２２条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２３条　工事現場発生品

１．　現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要
道路反射鏡	L＝4.4m（基礎ｺﾝ含む）	基	３	江戸川右岸47.6km（川裏資材置き場）	4.0km以下	
鋼矢板	Ⅲw型　L＝1.2m	枚	５５	江戸川右岸47.6km（川裏資材置き場）	4.0km以下	

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２４条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１．　受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資　材　名	規　　格	備考
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	基礎砕石

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

２．　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明

示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （構造物撤去工）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

３．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２５条　建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。
なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２６条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。
また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A

5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。

なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３配合」に従うものとする。

第２７条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和７年度版)によるものとする。

なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和７年度版)によるものとする。

なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和７年 ３月改定)の関連要領等一覧
（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第２８条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集

等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２９条　ICT活用工事（土工）について

１．　ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．　定義

（１）　i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）　ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。

また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．　受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．　原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．　ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000㎥未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記１）～７）以外の従来手法による起工測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
８）施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形

管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、３次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はＬＡＳのポイントファイルとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。

また、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３０条　ＩＣＴ活用工事（法面工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩ ＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事とする。

また、本工事では、以下①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出

（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～８によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、法面工等の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督員と協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用とするとする。

１） 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２） 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５） ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６） ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７） ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する３次元データを活用する場合もＩＣＴ活用工事とする。

また、３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と合わせて行うが、ＩＣＴ法面工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、３次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

法面工等の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５） ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６） ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７） ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

（２）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領による。

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（３）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。

また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

６． 上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７． 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８． 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３１条　ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））について

１． ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２． 定義

（１） i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２） ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

① 起工測量（選択）

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ 該当なし

⑤ ３次元データの納品

３． 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～６によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４． ＩＣＴ施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

① 起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはＩＣＴ施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した３次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ＩＣＴ施工技術を用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

１） 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２） 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５） ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６） ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７） ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、４．①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工を行うため、３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

４．②で作成した３次元設計データを用いて、作業に応じて以下に示すＩＣＴ建設機械を選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１） ３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ ３次元データの納品

４．②により作成した３次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、１－３①において、３次元起工測量を実施した場合は、取得した３次元測量データも３次元データ納品の対象とする

５． 上記４．①（選択）②③の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

６． 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３２条　ICT活用工事における適用(用語の定義)について

１． 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３３条　ICT活用工事の費用について(土工)

１．　ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事（土工1,000㎥以上）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（土工1,000㎥未満）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2
・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～２）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３４条　ICT活用工事の費用について(法面工)

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取

得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。
費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。
なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。
また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2
・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３５条　ICT活用工事の費用について（作業土工（床掘工））

１．受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３６条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。
施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。
調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３７条　現場環境改善(快適トイレの設置)

１．内容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1) 洋式（洋風）便器
(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

(3) 臭い逆流防止機能
(4) 容易に開かない施錠機能
(5) 照明設備
(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
(9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
(10) 鏡と手洗器
(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
(13) 擬音装置（機能を含む）
(14) 着替え台
(15) 臭気対策機能の多重化
(16) 室内温度の調整が可能な設備
(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３８条　BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	２００～３００字程度※1 ※1　構造形式がわかるモデル～主構造の形式がわかるモデル
属性情報	３次元形状データが何を表わすかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する。（BIM/CIM取扱要領「附属資料２　オブジェクト分類」を参照）。

１． BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１） 工事概要
２） 整理すべき課題
３） BIM/CIMの実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
４） ３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
５） ３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
６） ３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
７） ３次元モデルの作成・活用に要する費用

２． BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

８） 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）
９） 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３． 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１） BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
２） BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）
３） 作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４． その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第３９条　DX データセンターの使用

本工事はDXデータセンターを使用することで、VDIによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference）及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第４０条　工事中の安全確保

１． 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
V. 地下埋設物の損傷事故防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
VII.事故防止

２． 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３． 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４． 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５． 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。
ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
土砂搬入時 （花島地区）	昼間作業	４人 （うち有資格誘導員０人）	・江戸川右岸55.5k付近　川表坂路交差部 天端１人 ・江戸川右岸56.5k付近　川裏坂路 出入口１人 川表坂路交差部 天端１人 ・江戸川右岸57.5k付近　川表坂路交差部 天端１人
土砂搬入時 （西宝珠花地区）	昼間作業	２人 （うち有資格誘導員０人）	・江戸川右岸51.0k付近　一般道 出入口１人 施工箇所１人
合計		６人	

注)「交代要員あり」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合

６． 試掘及び埋設物の防護
施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

７． UAV 等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は、起工測量等においてUAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV 等を使用すること。
URL　https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html

第４１条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要
関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件
対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
・紛失等による認定書の再発行は行わない。
・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４２条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が３０℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①　環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５℃以上となる日を真夏日とみなす。

②　気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を真夏日とする。

③　夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が２５℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第４３条　出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－３０工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－６施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するのとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－６を参考にする。

防災措置に要する費用については第２１条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第４４条　出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置(埋め戻し等)を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第４５条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４６条　事業損失防止施設

工事施工に伴い、工事箇所近隣の事前事後調査を下記の要領で行い、監督職員に報告しなければならない。

なお、工事施工期間中、工事箇所近隣に被害があった場合には、速やかに状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

１．工事施工箇所の近隣の建物等について工事施工の事前、事後調査を行い、その結果を提出するものとする。

調査件数は下記のとおりとし、契約変更の対象とする。

【花島地区】

	建物規模	事前	事後	単位
木造建物Ａ	70m2以上130m2未満	2	2	棟
木造建物Ａ	200m2以上300m2未満	1	1	棟
木造建物Ａ	300m2以上450m2未満	2	2	棟
木造建物Ｃ	70m2未満	1	1	棟
木造建物Ｃ	70m2以上130m2未満	2	2	棟

【西宝珠花地区】

	建物規模	事前	事後	単位
非木造イ	200m2以上400m2未満	1	1	棟

２．家屋調査費の詳細については、用地調査等業務費積算基準に基づき、打合せ協議費と現地踏査を見込んでいる。なお、打合せは下記１）～３）の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。また打合せ回数は４回とする。

１） 業務着手時
２） 中間打合せ（２回）
３） 成果品納入時

詳細については、監督職員の指示によるものとし、調査内容、報告については次のとおりとする。

① 調査内容

柱、壁、屋根、基礎等の構造体及びタイル張面、建具等の傾斜や損傷状況と門、塀、コンクリート叩き、井戸等の工作物についても調査を行い、工事との因果関係が把握できるよう資料を作成するものとする。

② 報告書

調査区域の平面図、家屋調査一覧表（住所、所有者、構造等）家屋平面図等を取りまとめ、状況写真集とともに製本して２部提出するものとする。

３． 振動計の設置にあたっては、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第４７条　仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。（なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する）

(1) 仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(2) 仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(3) 仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

第４８条　架空線等事故防止対策

１． 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

２． 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等をとりまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第４９条　架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月　関東地方整備局　河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP＞河川＞技術情報に掲載している。
(http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html)

第５０条　特定調達品目の調査実績の集計

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監

督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第５１条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第５２条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第５３条　交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５４条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1) 仮設備関係

「環境負担の低減」を実施するものとする。

(2) 営繕関係

「現場休憩所の快適化」を実施するものとする。

(3) 安全関係

「盗難防止対策（警報器等）」を実施するものとする。

(4) 地域連携

「社会貢献」、「デザイン工事看板（各工事のＰＲ看板含む）」を実施するものとする。

２．現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第５５条　工期

１．工期は、雨天、休日等７４日を見込み、契約の翌日から令和９年２月２６日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

①準備期間	４０日間
②後片付け期間	２０日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	１．８１

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：１２日間

ロ）８時から１７時までのWBGT値が３１以上の時間を足し合わせた日数：４日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

１．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

２．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

１．本工事の工期は出水期間を含んでいる。

２．６月１日から１０月３１日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事は行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

・準備・後片付け
・河川土工
・法覆護岸工
・排水構造物工
・構造物撤去工
・仮設工

３．設計及び現地照査の結果や現場条件の変更、資機材の調達状況などにより、工期の変更が必要となる場合は、書面により工期等について監督職員と協議するものとする。

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。

なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年２月２６日まで

第５６条　工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合

は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５７条　工事工程表の開示の試行工事

1．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2．工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５８条　週休２日の対応

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

① 完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．　天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象工事期間外とする。また１年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した職業規則

４．　現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③ 官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

５．　監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

６．　工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

７．　アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

８．　明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

９．　週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第５９条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．　受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、越谷観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10㎜以上/日の日を想定している。

２．　アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第６０条　個人情報の取り扱いについて

１．　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

２．　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知

らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３． 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４． 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５． 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６． 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７． 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８． 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

９． 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

１０． 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

１１． 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

１２． 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第６１条　施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間
昼間作業	全工種	８：００～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第６２条　他工事との調整

１．下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ７江戸川管内堤防強化関連整備他工事	流山ストックヤード （土砂運搬時）	令和８年４月～ 令和９年１０月
Ｒ７江戸川右岸西関宿地先堤防整備工事（予定）	埼玉県幸手市西関宿地先 （土砂運搬時）	令和８年７月～ 令和９年３月

第６３条　工事支障物件

工事施工箇所において、事前に埋設物調査を行い、支障物等が発見された場合には、監督職員と協議するものとする。

第６４条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

② 公共工事等において実用段階に達している技術

③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第６５条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第64条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示

す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３． 受注者は、選定した新技術が第64条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４． 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

５． 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。

６． 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。

７． 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８． 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６６条　建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

１． 「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２． 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３． 実施内容

（１） 段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理同様とする。）

（２） 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

（３） 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してもよい。

（４） 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５） フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６） 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７） 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第６７条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例〇：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
中間技術検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
既済部分検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
完済部分検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６８条　契約後ＶＥ方式

１．「ＶＥ提案」とは、契約書第19条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

３．以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

４．受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～４)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

(2) ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3) ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

５．発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

６．受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

７．ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

８．提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

９．ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。

ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

１０．ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

１１．前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

１２．前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。

１３．ＶＥ提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

１４．評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

１５．発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第６９条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。

また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第６４条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第７０条　CCUS 活用推奨モデル工事（試行）

１．本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事である。

２．受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。

ただし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条３．～１０．は適用しないものとする。

３．受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

４．本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

・下請企業：建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第５項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。
ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が２週間以内の企業を除く。

・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が２週間以内の者を除く。

・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者とし

て自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数

・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数

・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

・平均登録事業者率：５．に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値

・平均登録技能者率：５．に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値

・平均就業履歴蓄積率：５．に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

５．受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降３ヶ月に１回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。

また、初回の計測から３ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を１回設けることとする。

なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。

ただし、令和３年度以降の計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。

６．計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。

また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。

なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

７．受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率９０％以上、平均登録技能者率８０％以上及び平均就業履歴蓄積率５０％以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「５．創意工夫」の「その他」において１点加点を行う。

また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率９０％以上を達成した場合は、発注者は、考査項目「５．創意工夫」の「その他」において更に１点加点を行う。

８．受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率７０％、平均登録技能者率６０％、平均就業履歴蓄積率３０％のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

９．CCUS現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更するものとする。

なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。

① カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOS がWindows の場合は１台あたり１万円、iOS の場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

原則として、１工事あたり２台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、２台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、２台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS がWindows の場合は１台あたり１万円、iOS の場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、ＣＣＵＳの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。ま

た、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

② 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

１０．モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がＣＣＵＳの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

第７１条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO2排出量（コンクリートの材料のCO2排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

① 低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上のCO2排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
・低炭素型コンクリート製品の見積書
・低炭素型コンクリート製品によるCO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上のCO2排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

② 試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③ 試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第７２条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照］に基づき行うものとする。

第７３条　施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、花島地区（江戸川右岸５５．５km付近）、西宝珠花地区（江戸川右岸５１．０km付近）で施工を行う工事である。

第７４条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完

成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第７５条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクト・エンジニアリング株式会社に委託している。

第７６条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第７７条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第７８条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。

なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第７９条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、

「工事完成図書の電子納品等要領（令和8年2月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和8年2月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体

に格納して納品するものとする。

３．　成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第８０条　技術検査

１．　本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。

なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．　中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．　中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第８１条　書類限定検査

１．　本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．　書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．　実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第８２条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第８３条　「建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」に係る様式

１．　本工事は、「江戸川河川事務所　建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」の対象工事とする。

２．　当事務所独自の表彰制度「江戸川河川事務所　建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」に係る様式は、「担い手_様式－１」「担い手_様式－２」のとおりとする。

３．　受注者は、自ら立案実施した担い手確保・育成に関する取組について、工事完成時までに前項の様式により監督職員に提出することができる。

なお、提出は共通仕様書３－１－１－１６「創意工夫」の様式に追加して提出すること。

４．　本表彰制度については、江戸川河川事務所のホームページ(http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00839.html）に掲載されているため、参照すること。

５．　本制度に係る取組については、設計変更の対象としない。

第２章　土工

第８４条　建設発生土の受け入れ地

受注者は、本工事から建設発生土を100m3以上搬出する場合は、別紙様式－８により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

１．工事件名、工事概要、工事場所
２．工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
３．工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
４．建設発生土の運搬業者名
５．建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所
６．建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
７．建設発生土の搬出時期（搬出期間）
８．建設発生土の土質(砂、ローム等)、　土量(m3)

第８５条　ストックヤードからの建設発生土の利用について

盛土工、混合廃棄物撤去箇所の埋戻しに使用する土砂については、下記の条件の建設発生土を利用するものとする。工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、下記の条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

１．ストックヤード箇所・距離
　花　島　地　区：流山ストックヤード（江戸川左岸34.5k）（運搬距離Ｌ＝31.5km以下）
　西宝珠花地区：流山ストックヤード（江戸川左岸34.5k）（運搬距離Ｌ＝31.5km以下）
２．ストックヤードからの建設発生土の土質条件（改良の必要性の有無）等
　土砂改良：不要
３．ストックヤードの管理者（工事名等）
　Ｒ７江戸川管内堤防強化関連整備他工事
４．利用時期
　工事開始～工事完了（土日祝日使用不可）
５．利用時間
　９時００分～１７時００分（１２時～１３時使用不可）

第８６条　河川土工

盛土箇所（掘削箇所）において２０ｃｍ以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。

花島地区における剥ぎ取った表土は江戸川右岸５５．５km付近の高水敷へ運搬・敷き均すものとする（運搬距離Ｌ＝０．３ｋｍ）。

西宝珠花地区における剥ぎ取った表土は基盤盛土後に敷き戻すものとする。

詳細については、監督職員の指示によるものとする。なお、運搬距離に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第８７条　掘削工

掘削土量に変動が生じた場合は、変動量については、監督職員と協議しなければならない。

第８８条　盛土工

本工事で使用する盛土材は、以下のとおりとする。

【花島地区】

土量（ｍ３）	供給元	搬入	搬入時期	運搬距離	適用
１２，９４０	流山ＳＹ	自社搬入	－	31.5km以下	盛土
８，１９０	埼玉県幸手市 西関宿地先	自社搬入	令和８年８月まで	4.0km以下	盛土
４，５００	受入	自社搬入	令和８年９月から	－	盛土

【西宝珠花地区】

土量（ｍ３）	供給元	搬入	搬入時期	運搬距離	適用
２，６１０	流山ＳＹ	自社搬入	－	31.5km以下	盛土
１，２８０	流山ＳＹ	自社搬入	－	31.5km以下	埋戻し （地下埋設物撤去工）

盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。

締固め度の管理は、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。

盛土に使用する土砂については、他工事との調整が工程より著しく遅れた場合は、工期延期の対象とする。

構造物等の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ等により入念に締固めなければならない。

第３章　無筋・鉄筋コンクリート

第８９条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	水ｾﾒﾝﾄ比（w/c）	粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	セメントの種類
ｺﾝｸﾘｰﾄ（堤脚水路端部処理） 基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝） 調整ｺﾝｸﾘｰﾄ（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝）	―――	25(20)mm	８cm	18.0N/mm^{2}以上	高炉Ｂ種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成１４年８月一部改正）により行うものとする。

第９０条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
・最大高さ１ｍ未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
・管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
・耐久性を期待しない構造物。

第９１条　モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、530kg/m3以上又は１：３とする。

第４章　土木工事材料

第９２条　鋼材【西宝珠花地区】

仮設土留めに使用するⅢw型鋼矢板は、原則としてJIS A 5523-SYW295を用いるものとする。

第９３条　割ぐり石【西宝珠花地区】

割ぐり石は150mm～200mmとする。

第９４条　アサシバ【花島地区】

アサシバの施工に先立ち、施工時期等十分考慮し、芝育成に支障のないように使用材については監督職員の承諾を得るものとするが、以下の種類は使用しないものとする。

カモガヤ（オーチャードグラス）、オオアワガエリ（チモシー）、ハルガヤ、 ホソムギ（ペレニアルライグラス）、スズメノカタビラ、スズメノテッポウ、 ネズミホソムギ、ネズミムギ（イタリアンライグラス）、 オニウシノケグサ（トールフェスク）、ナガハグサ（ケンタッキーブルーグラス）、 ギョウギシバ（バーミューダグラス）

第５章　一般施工

第９５条　作業土工（床堀り・埋戻し）【西宝珠花地区】

埋戻し材は、床掘りで発生した土砂で埋戻すものとする。なお、混合廃棄物撤去箇所は流山ストックヤード（江戸川左岸34.5k付近）（運搬距離Ｌ＝31.5km以下）の土砂で埋戻すものとする。

第９６条　構造物取壊し工【西宝珠花地区】

発生するコンクリート殻については、粒径150～200mm 程度に小割し湿潤防止工の中詰材に使用するものとする。ただし、有筋コンクリートが発生した場合は処分するものとし、設計変更の対象とする。

第９７条　工事用道路工

１．花島地区の工事箇所への進入路については、江戸川右岸５６．５ｋｍ付近の川裏坂路を出入口とし、一般道からの進入を想定している。

２．西宝珠花地区の工事箇所への進入路については、江戸川右岸５１．０ｋｍ付近を出入口とし、一般道からの進入を想定している。

３．既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。

なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。

また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。

４．現場内及び土取場等に敷設する敷鉄板については、工程（日あたり土運搬量）を踏まえて対面通行、交互通行等を精査し監督職員と協議のうえ変更の対象とする

５．運搬路に使用した既設道路については、工事前に現状を把握し、監督職員に報告するものとする。既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、協議により実施した補修は設計変更の対象とする。

第９８条　土留・仮締切工（指定仮設）【西宝珠花地区】

１．本工事の土留・仮締切工は、指定仮設とし、設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分

検討のうえ、設計図書によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

２．　受注者においても本仮設工に対する施工技術検討を十分に行い、その内容を施工計画書に記載し提出するものとする。

３．　鋼矢板の打ち込みは、BHバイブロLHV工法を見込んでいる。なお、施工にあたり現地状況を十分に把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

４．　鋼矢板の天端高はＹ．Ｐ＋９．１５５ｍとする。

５．　混合廃棄物撤去後、鋼矢板は存置させ、Ｙ．Ｐ＋７．９５５ｍの高さで切断し、その上に堤脚水路を施工するものとする。なお、疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第９９条　混合廃棄物処理、廃プラスチック類処理【西宝珠花地区】

本工事の施工に伴い発生する混合廃棄物処理、廃プラスチック類については、下記を見込んでいる。

１．混合廃棄物処理、廃プラスチック類処理施設の名称及び所在地

（１）受け入れ施設：石坂産業株式会社

（２）受け入れ所在地：埼玉県入間郡三芳町上富緑1589-2

（３）受け入れ時間：７：３０～１７：３０（日曜日受入不可）

上記の施設については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第１００条　吸出し防止シート【西宝珠花地区】

１．河川護岸用吸出し防止シート

河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」（表－１参照）を有しているシートについては使用できるものとする。

項目	基準	備考
透水性	10^{-2}（cm/s）以上	JIS L3204準拠
厚さ	10mm以上	
引張強度	1.0tf/m以上	縦・横方向共
科学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS K7114 準拠(PH 5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS A1410 準拠 JISA 1415 準拠
適用勾配	１：３	

※上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみ適用し、取付護岸（仮設）及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は、「平成４年度建設省告示第1324号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表－１

評価項目	評価基準	試験方法
開孔径	O95／D85≦１．０ （尚、O95≦０．２mmは上記判定不要）	振動式開孔径試験
垂直方向透水性	10^{-2}（cm/s）以上	JIS L3204 準拠
引張強度	1.0tf/m以上（縦・横方向共）	JIS L3204 準拠
化学的安定性（強度保持率）	70%以上　130%以下	JIS K7114 準拠 (PH5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上　130%以下	JIS A1410 JIS A1415 準拠
摩擦（静止摩擦係数）	μ≧0.5（適用勾配　１：２以上） 0.3　（適用勾配　１：３以上）	国土センター 統一試験

※なお、「技術証明書」については、「公的試験機関」が複数であっても認めるものとする。

２．　取付護岸・護床吸出し防止シート

取付け護岸に使用する吸出し防止シートは厚さ10mmとし、品質・規格については表－２によるものとする。

護床工に使用する吸出し防止シートは厚さ20mmとし、品質・規格については表－２によるものとする。

３．　品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管しておくものとする。

（１）　納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも、全ての裁断片に、①製品名②製造年月日③製造工場名が明示されていること。（製造年月日は整理番号でもよい）

（２）　納入される製品は、表－２の品質試験により管理されているものとする。

①「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において３日に１回以上の割合で行われているもの。

②「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において、20,000㎡に１回以上の割合で行われているもの。

表－２　吸出し防止シートの品質・規格及び試験方法

項目	品質・規格	試験方法
密度	０．１２g/cm³以上	JIS L3204
圧縮率	１２％以下	〃
引張強度	１．０tf/m以上	JIS L3204　準拠
伸び率（最大強度時）	５０％以上	JIS L3204
耐薬品性（不溶解分）	９０％以上	〃
透水性	０．０１cm/S以上	JIS L3204　準拠

４．　現場における検査方法

⑴ 現地において、施工面積2,000m2毎に監督職員が指示する荷札表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。

さらに、現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。

⑵ 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

５．　吸出し防止シートの施工

浸潤防止工吸出し防止シートの重ね幅は、20cm以上とする。

第６章　その他

第１０１条　苦情等の処理

工事中、沿川住民等より苦情又は意見等があった場合は、丁寧に対応し直ちに監督職員に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。

第１０２条　後片づけ

工事施工に伴って堤防その他に損傷を与えた場合は、原形に復旧するものとする。

第１０３条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１０４条　地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

① 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

② 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第１０５条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第１０６条　特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 □ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 □ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第６２条 第５５条 第５５条 第６３条 第５５条
公害関係	□ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第５０条、第５１条、第５２条 第４６条
安全対策関係	□ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第４０条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。	第９７条 第９７条
仮設備関係	□仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法	第９８条
建設副産物関係	□ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第２４条、第９９条
その他	□ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第２３条

概略工事工程表

別紙―5

工事名 ： R7江戸川右岸花島地先外堤防整備工事

工　種		単位	数　量	令和8年度									備考
				6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
準備工		式	1	余裕期間　※任意で設定可能									・40日間
花島地区	河川土工	m3	約23,000										・掘削工(ICT)(2pt) ・盛土工(ICT)(1pt) ・法面整形工(ICT)(2pt)
花島地区	法覆護岸工	m2	約17,000										・植生工(2pt)
花島地区	仮設工	式	1										―
西宝珠花地区	河川土工	m3	2,500										・掘削工(ICT)(1pt) ・盛土工(ICT)(1pt)
西宝珠花地区	排水構造物工	m	約90										・湿潤防止工(1pt) ・堤脚水路工(1pt) ・側溝工(1pt)
西宝珠花地区	構造物撤去工	式	1										・構造物撤去工(1pt) ・地下埋設物撤去工(1pt)
西宝珠花地区	仮設工	式	1										・土留・仮締切工(1pt) ・仮囲い(1pt)
後片付け		式	1										・20日間
	年末年始、お盆												・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
	出水期間												・6月1日～10月30日

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間) の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

別紙一覧表

○近隣地域一覧

（１）茨城県

土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、猿島郡境町、北相馬郡利根町

（２）埼玉県

さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、比企郡川島町、比企郡吉見町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町

（３）千葉県

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町

（４）東京都

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、狛江市、清瀬市、東久留米市、西東京市

担い手_様式－１

担い手確保・育成に関する実施状況　（概要報告）

工　事　名	○○工事	受注者名	△△建設（株）

項　　目	実施内容
□ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	・インターンシップの実施 ・子供、学生等に対する現場見学会の実施 等
□ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	・地域の防災訓練、イベント等に参加 ・建設産業に対する一般者や業界へのＰＲ活動の実施 等
□ 建設現場の労働環境を改善する取組	・労働者に対する週休２日制の確保（受注者希望方式のみ対象） ・働きやすい環境（更衣室、休息場所等）の整備 ・現場でのＤＸの活用による労働環境等改善の実施 等
□ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	・若手技術者、女性技術者に対する現場での活用 ・若手技術者、女性技術者に対する研修や講習会等の実施 等
□ その他	・その他、上記取組み以外で、担い手確保・育成貢献となる取組みの実施

※　朱書きは、記載例を表す。

担い手育成･確保

担い手_様式－２

担い手確保・育成に関する実施状況　（詳細報告）

担当出張所名：□□出張所

工　事　名	○○工事	受注者名	△△建設（株）
項　　目	様式－１の「項目」を記載		
実施内容	様式－１の「実施内容」を記載		
実施日（期間）	○年○月○日～○年○月○日（○日間）	対象者・人数	○○高校、○名

（具体的な実施内容の説明）

（添付図・写真）

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

※　朱書きは、記載例を表す。

審査会＿別紙ー１

江戸川河川事務所設計審査会設置運用方針

平成21年6月　日施行
平成27年4月1日改訂
令和4年2月17日改訂
令和5年9月25日改訂
令和7年3月25日改訂

1. 目的

江戸川河川事務所設計審査会（以下「審査会」という。）は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断の審査を行う場として開催する。

2. 対象工事

審査会の対象工事は、原則、全ての工事とする。ただし、簡易な工事等は除く。

3. 組織

1）審査会

①発注者【委員長】：副所長（技術：工事担当）
【委　員】：工事発注担当課長等、当該工事担当主任監督員等
②受注者　　：現場代理人、主任（監理）技術者等

ただし、委員長の指名により、委員が委員長の代理人となる事ができるものとする。また、審査会において必要と認められた場合は、委員以外の者（本局工事担当課長補佐等）の意見を求めることができるものとする。

2）事務局

審査会事務局は、当該工事発注担当課（又は当該工事担当出張所）等に設置するものとし、審査会の開催、運営に関する事務を行う。

4. 審査会の開催

1）審査会の開催時期等

●審査会は受注者より主任監督員等に施工方法、契約変更の内容について、開催申請の要請があった場合、委員長が招集し、速やかに開催するものとする。なお、開催日にあたっては、申請日より概ね1週間程度の準備期間を確保するよう配慮する。

●受注者からの開催申請がない場合で、変更を行おうとする場合は、発注者から審査会開催について協議を行うものとする。なお、受注者が開催を希望しない場合についても開催の有無を確認するものとする。

●審査会の審議対象は双方の意見に食い違いがある事項を中心とし、事前に受注者と主任監督員等が協議の上で項目を整理するものとする。

●審査会は、会議形式により実施することを原則とする。（WEBも可）

●審査会の開催協議にあたっては、事前に「工事請負契約における設計・契約変更ガイドライン（総合版）」を確認すること。

●審査会の開催事務の省力化・迅速化を図るため、資料作成にあたっては既に提出済みの協議書等を活用するなど、省力化に努める。

Ⅰ　現場着手前

・現場着手前（準備期間内）に審査会を開催し、工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施する。

・工事着手にあたって、協議資料作成等の受注者間の役割分担を明確にするものとする。

・BIM／CIM活用の有無、必要な成果品の貸与状況を受発注者間双方で確認するものとする。

Ⅱ　施工中

・設計変更の妥当性、工事工程クリティカルパスの変更、設計変更手続きに伴う工事中止等の判断を行うにあたり審査会を構成する「発注者」、「受注者」のいずれかの発議により適時開催するものとする。

・審査会は、以下の事項を目安に開催するものとする。

① 工期変更に関連するもの

② 構造、工法、位置、断面等の変更

③ 施工箇所の追加（点在箇所）

④ 増額変更の規模が大きいもの

2）審査内容

●審査会は、設計変更の妥当性（可・否）の審議及び設計変更手続きに伴う工事中止の判断について審査を行うものとする。審議については、単に案件の採択の可否のみならず、可能な限り施工方法、仕様事項など具体な内容についても、受注者の意見を聞きながら審議するよう配慮する。

●本官工事については、本局工事担当課へ適宜判断を仰ぐこととする。

●審査会で必要な技術資料については、各者で作成することとし、現地条件の大幅な変更を伴う場合、資料等で説明が難しく、現場における審査会が有効的な場合は、受発注者の協議により現場開催とする。また、審査に関わる説明は、審査会を発議した者が行うものとするが、契約変更の採否決定は、「3）審査会の結果」によるものとする。

Ⅰ　現場着手前

・審査会では受注者が作成した工事工程を確認し、発注者・受注者間でクリティカルパスの共有を行うこととする。その際、発注者の積算上の工事工程と受注者が作成した工事工程の照合（クロスチェック）も実施する。

・工事工程の照合（クロスチェック）にあたっては、差異のある工程（箇所）、およびその要因を把握し、議事録に反映することとする。

・発注者は、議事録を発注担当課等で共有し、工事工程の設定に反映していくものとする。

・維持工事など、応急作業やスポット的な作業が中心となる工事はクリティカルパスの共有、クロスチェックの実施の対象外とする。

・工事着手にあたって、協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にするものとする。
・BIM／CIM活用の有の場合は、実施計画書の作成時期を受発注者間で共有するものとする。

Ⅱ　施工中

・設計変更の妥当性（可・否）の審議及び設計変更手続きに伴う工事中止等の判断について審査を行うものとする。
・審査会で必要な技術資料については、各者で作成することとする。また、審査に関わる説明は、審査会を発議した者が行う。
・審査内容について、現地条件の確認が必要な場合は、適宜、現場にて審査会を実施する事が出来る。
・工事工程クリティカルパスの変更が生じた場合には、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。工事工程の照合（クロスチェック）の取り扱いは、現場着手前と同様とする。
・外部要因等により工期延伸が困難な場合（供用時期の公表など）は工期の短縮を検討する。その場合は設計変更ガイドラインに基づき、適切に対応することとする。

3）審査会の結果

●審査会での決定事項については委員長が、審査会の中で確認を行うこととする。
●審査会の結果は、議事録を作成、サインし、受発注者双方が議事録を保持するものとする。
●審査会の議事録等、結果については以下のとおり報告し、設計変更の採否の決定を仰ぐこととし、発注者は、速やかに設計変更の採否を受注者に通知すること。

○本官工事 → 本局工事担当課長に報告 → 設計変更の採否を決定
⇒受注者に採否を通知

○分任官工事 → 事務所長に報告 → 設計変更の採否を決定
⇒受注者に採否を通知

ただし、本官工事の内、変更内容が以下の（1）～（3）のいずれかに該当するものは、設計変更の採否の決定前に第三者による適正チェックを実施するものとする。ただし、災害による緊急作業は除く。詳細は、『「「国土交通省直轄工事の契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正チェックについて（試行）」の実施要領」の取扱いについて』による。

（1）変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上（当初請負代金額の100％以上）となるもの

変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるものについては、既に指示済みのものを含め、設計変更内容について意見聴取するものとする。設計変更内容とは、今後変更を予定している内容（数量精査による変更やスライド変更等を含む）も対象となる。このため、変更見込金額の合計が当初の請負代金額未満であっても、今後対象となる可能性がある工事は、意見聴取を実施しておくことが望ましい。

（2）工事区分の追加を行うもの

ここでいう工事区分とは、別紙の工事区分とし、別紙に記載がない工事区分が追加される場合は、追加工事内容を勘案し適切に判断するものとする。なお、工事区分の追加判断は、積算体系上のレベル1が基本となるが、実際の工事積算時の積算体系にとらわれることなく、工事内容で適切に判断すること。

（例）積算体系上のレベル1であるトンネル（NATM）に、レベル2から橋台工やRC橋脚工を追加する場合は対象となる

（3）工事現場の追加を行うもの

工事現場の追加とは、当初契約工区における起終点が変更となる場合や、当初契約工区以外の工事を追加する場合の重要なものとする。ただし、起終点の変更については、施工上の擦り付けによる変更等の軽微なものを除く。

4）書類の簡素化

●書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとし、会議の運営はプロジェクター、タブレット等を活用したペーパーレスによる開催やWEB会議等に努め、紙資料を使用する場合は必要最小限の部数で開催するものとする。

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所　工務第一課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
築堤･護岸【花島地区】		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工(ICT)		式		1		
掘削(ICT) 花島地先	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3		100		
掘削(ICT) 西関宿地先	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3		8,200		
土砂等運搬 西関宿地先	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		340		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		710		
盛土工(ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		22,100		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂等運搬 流山SY	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ) 流山SY	土砂　土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工(ICT)		式		1		
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		1,080		
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2		15,800		
法覆護岸工		式		1		
植生工		式		1		
麻芝		m2		16,890		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	設置･撤去	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
表土運搬処理		式		1		
事業損失防止施設費		式		1		
家屋調査費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
技術管理費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】 （ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
築堤･護岸【西宝珠花地区】		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工(ICT)		式		1		
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	m3		70		
盛土工(ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		2,500		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工		式		1		
表土敷均し		m3		620		
排水構造物工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
浸潤防止工		式		1		
中詰材	割栗石 150mm～200mm	m3		228		
中詰材	Co殻（二次破砕)150mm～200mm	m3		2		
吸出し防止材	t=10mm	m2		1,000		
盛土	砂	m3		160		
堤脚水路工		式		1		
堤脚水路	800型 H=800	m		92		
堤脚水路端部処理		箇所		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】 （ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
側溝工		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝	B600×H500	m		2		
構造物撤去工		式		1		
道路付属物撤去工		式		1		
道路反射鏡撤去		基		3		
構造物取壊し工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		2		
ｺﾝｸﾘｰﾄ二次破砕		m3		2		
自走式破砕機設置・撤去		式		1		
地下埋設物撤去工		式		1		
地下埋設物撤去		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
排水構造物撤去工		式		1		
下水道管撤去	VUφ200	m		2		
仮設撤去工		式		1		
大型土のう撤去		袋		6		
運搬処理工		式		1		
廃ﾌﾟﾗ運搬		m3		0.01		
混合廃棄物運搬		m3		1,148		
廃ﾌﾟﾗ処分		m3		0.01		
混合廃棄物処分		m3		1,148		
現場発生品運搬	道路反射鏡撤去品	式		1		
仮設工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	設置･撤去	式		1		
土留･仮締切工		式		1		
溝掘り		式		1		
広幅鋼矢板	IIIw型 広幅鋼矢板平均長さ 11.5m 鋼矢板打込長 11m	枚		55		
現場発生品運搬	鋼矢板切断材	式		1		
防護施設工		式		1		
仮囲い	設置･撤去　　高さ 3m	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
事業損失防止施設費		式		1		
家屋調査費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事【西宝珠花地区】　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

位　置　図　S=1:50,000

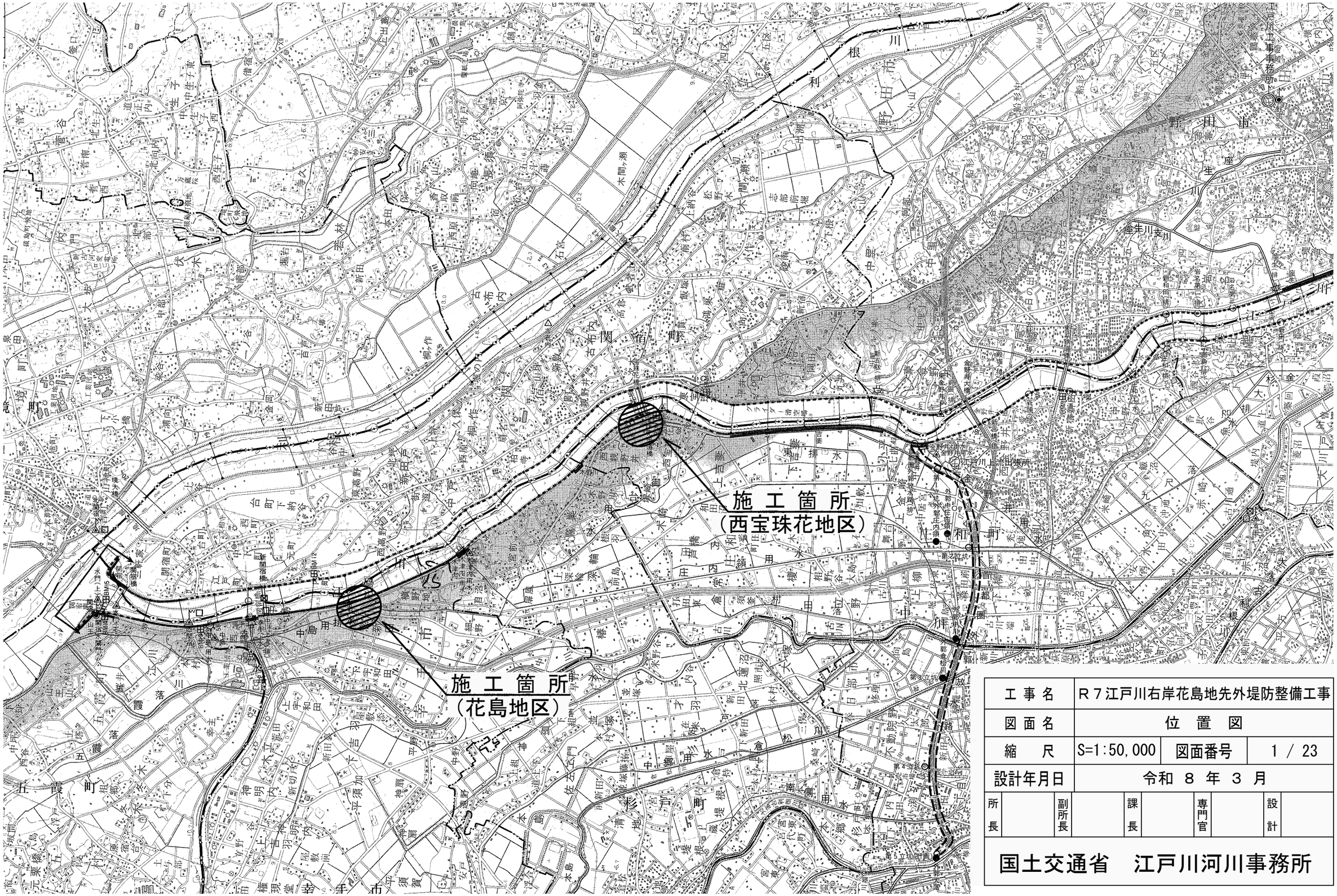

工事名	R７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事								
図面名	位　置　図								
縮　尺	S=1:50,000	図面番号	1 / 23						
設計年月日	令和 ８ 年 ３ 月								
所長		副所長		課長		専門官		設計	

国土交通省　江戸川河川事務所

平面図 S=1:500

（花島地区）

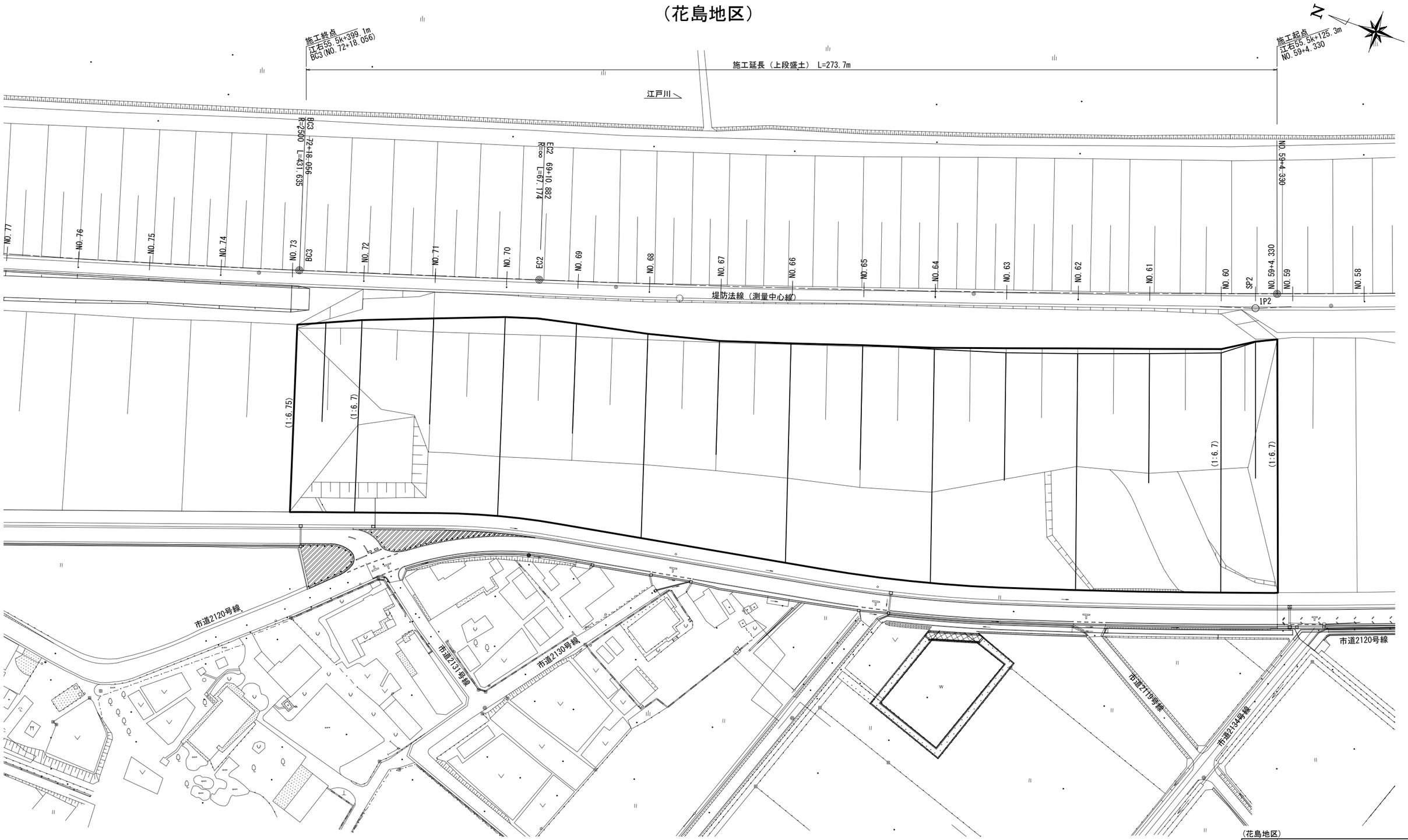

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（花島地区）

工 事 名	R７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	平面図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:500	図面番号	2 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

縦断図

V=1:100
H=1:500

（花島地区）

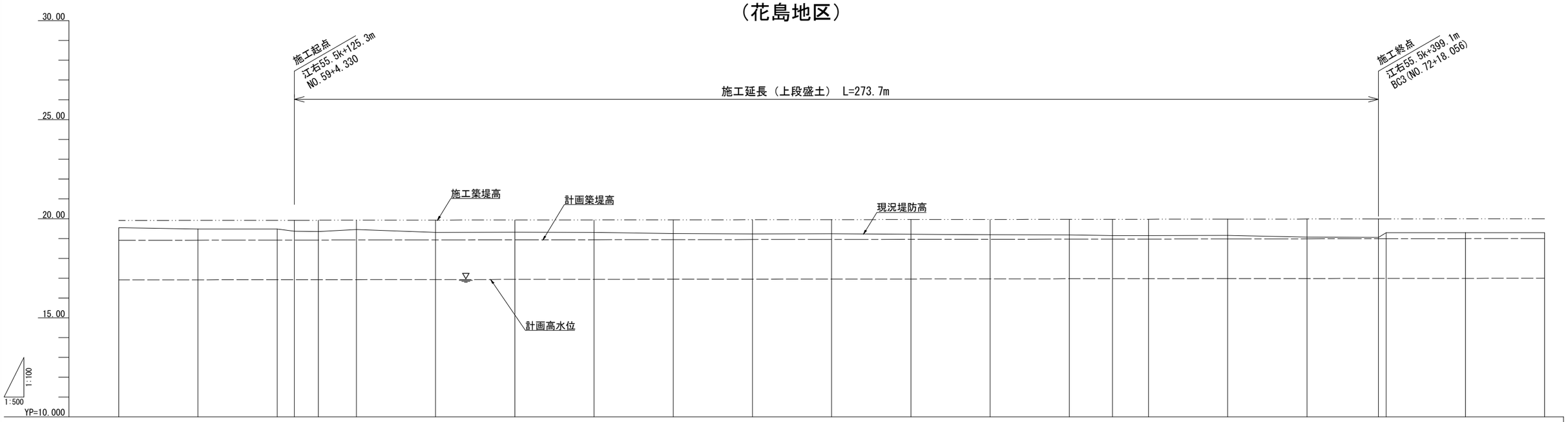

測点	単距離	追加距離	現況堤防高	計画高水位	計画築堤高	施工築堤高
NO.57	20.000	80.000	19.544	16.912	18.912	19.912
NO.58	20.000	100.000	19.488	16.917	18.917	19.917
NO.59	20.000	120.000	19.480	16.922	18.922	19.922
+4.330	4.330	124.330	19.372	16.923	18.923	19.923
SP-2	6.076	130.406	19.351	16.924	18.924	19.924
NO.60	9.594	140.000	19.453	16.927	18.927	19.927
NO.61	20.000	160.000	19.306	16.931	18.931	19.931
NO.62	20.000	180.000	19.316	16.936	18.936	19.936
NO.63	20.000	200.000	19.311	16.941	18.941	19.941
NO.64	20.000	220.000	19.254	16.946	18.946	19.946
NO.65	20.000	240.000	19.230	16.951	18.951	19.951
NO.66	20.000	260.000	19.243	16.955	18.955	19.955
NO.67	20.000	280.000	19.214	16.960	18.960	19.960
NO.68	20.000	300.000	19.190	16.965	18.965	19.965
NO.69	20.000	320.000	19.180	16.970	18.970	19.970
EC-2	10.882	330.882	19.149	16.972	18.972	19.972
NO.70	9.118	340.000	19.147	16.974	18.974	19.974
+14.34	14.335	354.335	19.350	16.978	18.978	19.978
NO.71	5.665	360.000	19.161	16.979	18.979	19.979
+4.34	4.335	364.335	19.350	16.980	18.980	19.980
NO.72	15.665	380.000	19.077	16.984	18.984	19.984
BC-3	18.056	398.056	19.052	16.988	18.988	19.988
NO.73	1.944	400.000	19.294	16.989	18.989	19.989
NO.74	20.000	420.000	19.298	16.994	18.994	19.994
NO.75	20.000	440.000	19.293	16.998	18.998	19.998

曲線

IP2
IA=4-35-40 TL=200.584
R1=5000.000 GL=400.952
SL=4.022

L=67.174

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（花島地区）

工事名	R７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図面名	縦断図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	3 / 23
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

標準横断図 S=1:150

（花島地区）

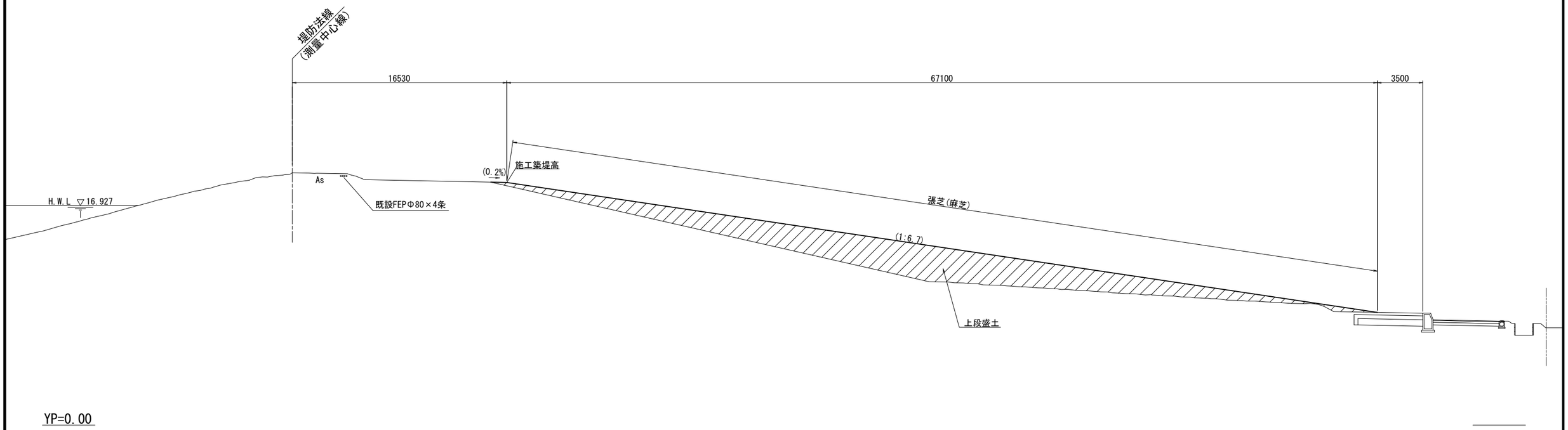

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（花島地区）

工 事 名	R７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	標準横断図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:150	図面番号	4 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

横断図（１） S=1:300

（花島地区）

NO.59+4.330
GH=19.372

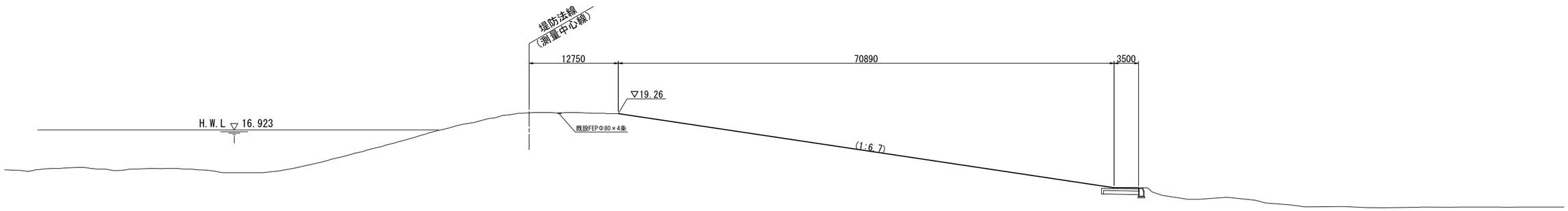

YP=0.00

SP2 (No.59+10.406)
GH=19.351

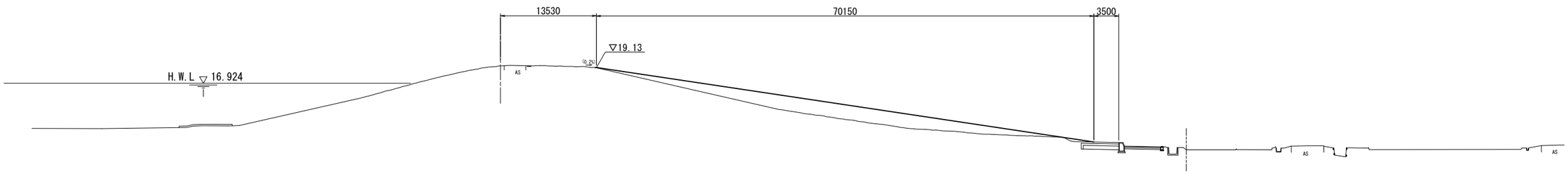

YP=0.00

NO.60
GH=19.453

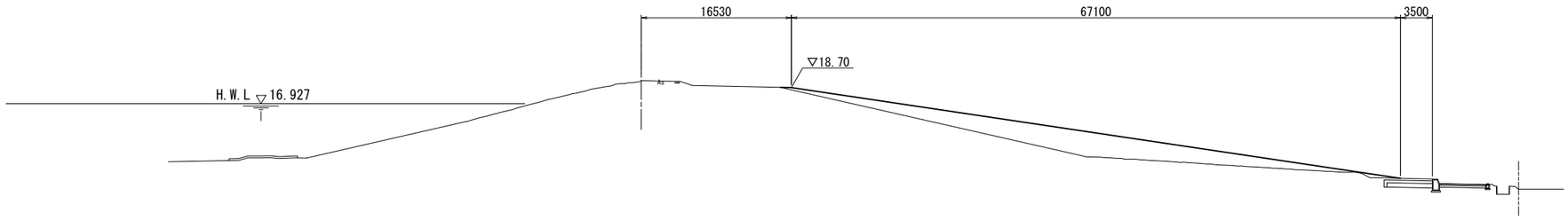

YP=0.00

NO.61
GH=19.306

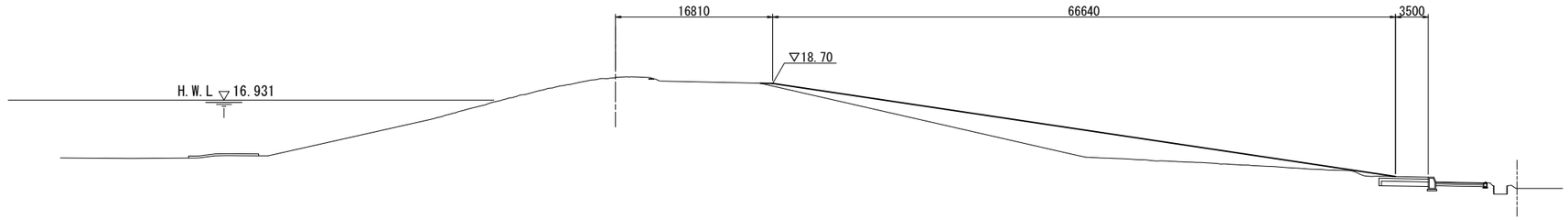

YP=0.00

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（花島地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	横断図（１）		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:300	図面番号	5 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

横断図（２） S=1:300

（花島地区）

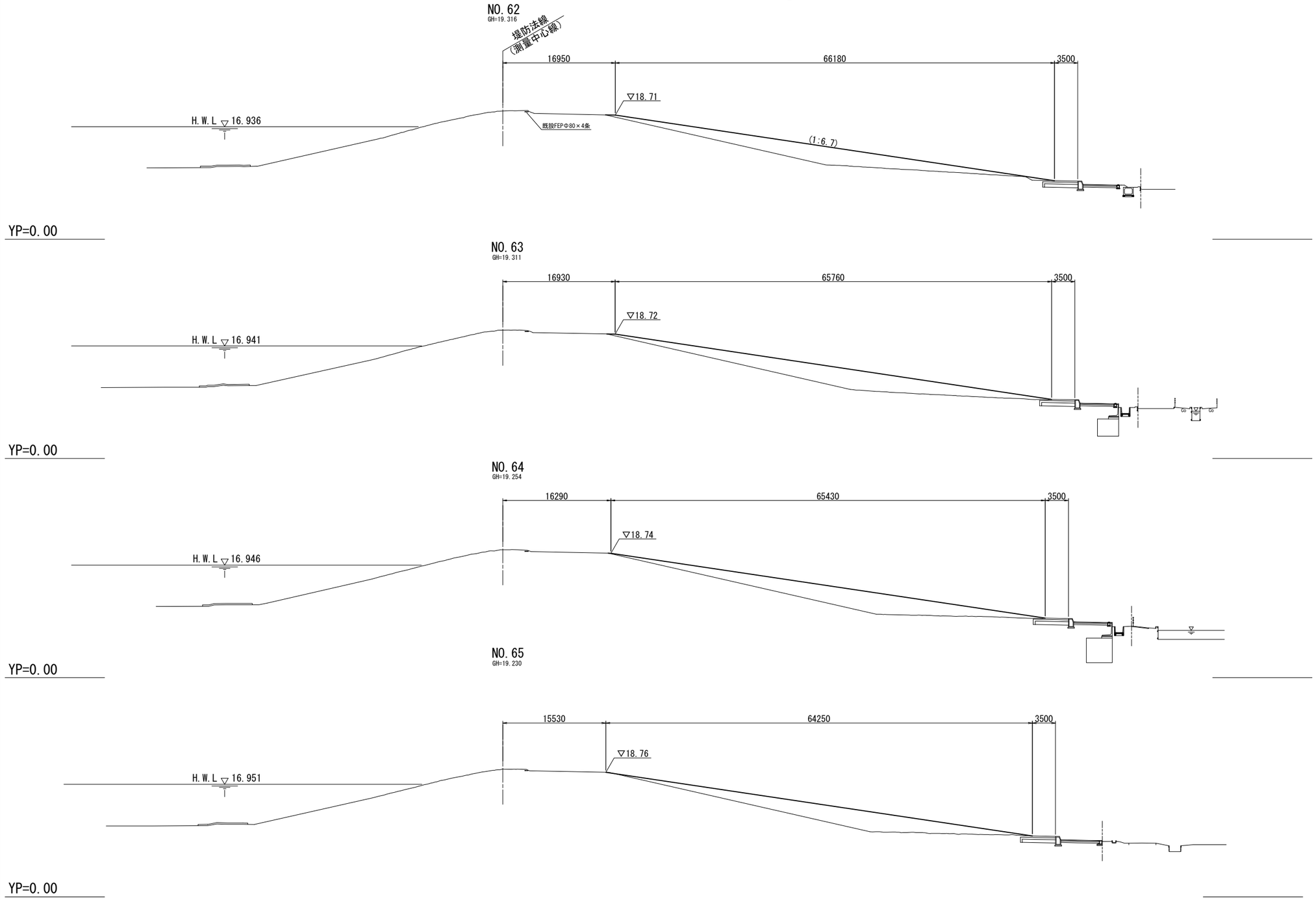

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（花島地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	横断図（２）		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:300	図面番号	6 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

横断図（３） S=1:300

（花島地区）

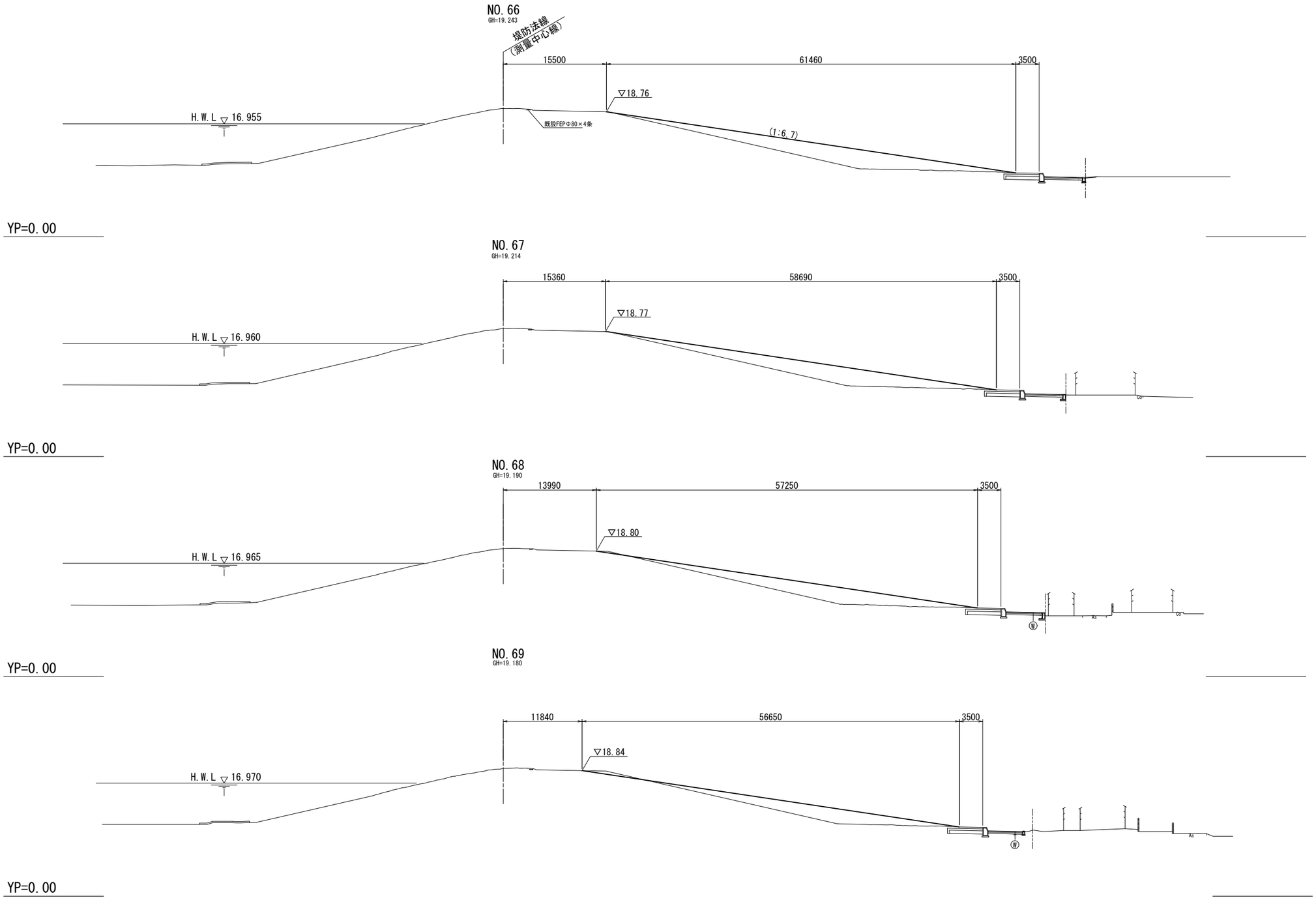

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（花島地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	横断図（３）		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:300	図面番号	7 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

横断図（４） S=1:300

（花島地区）

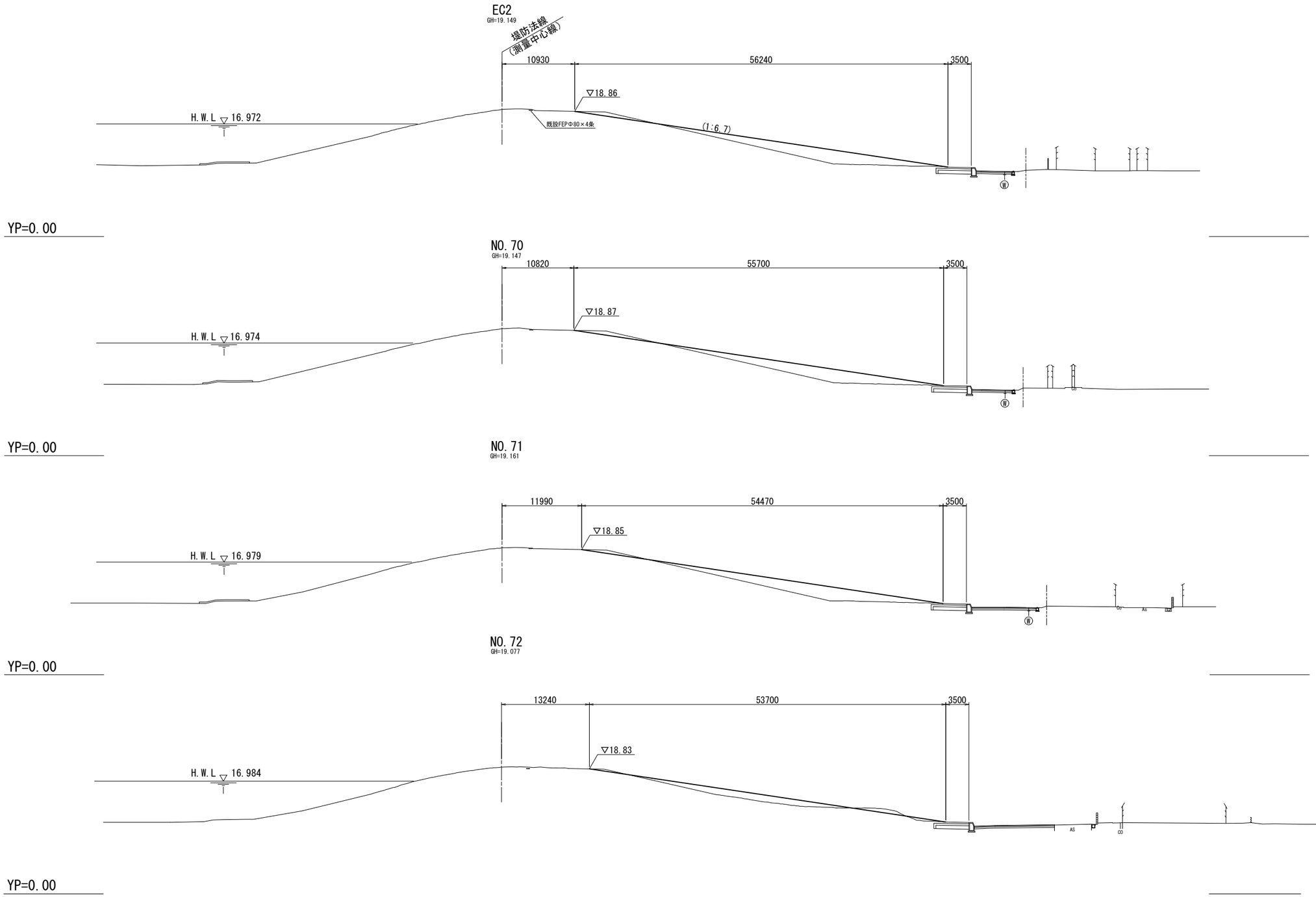

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（花島地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	横断図（４）		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:300	図面番号	8 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

横断図（５） S=1:300

（花島地区）

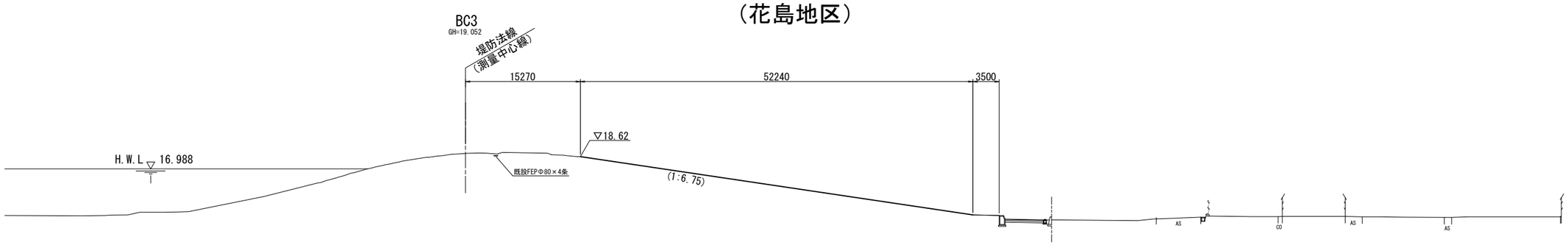

YP=0.00

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（花島地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	横断図（５）		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮　　尺	S=1:300	図面番号	9 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

平面図 S=1:500

（西宝珠花地区）

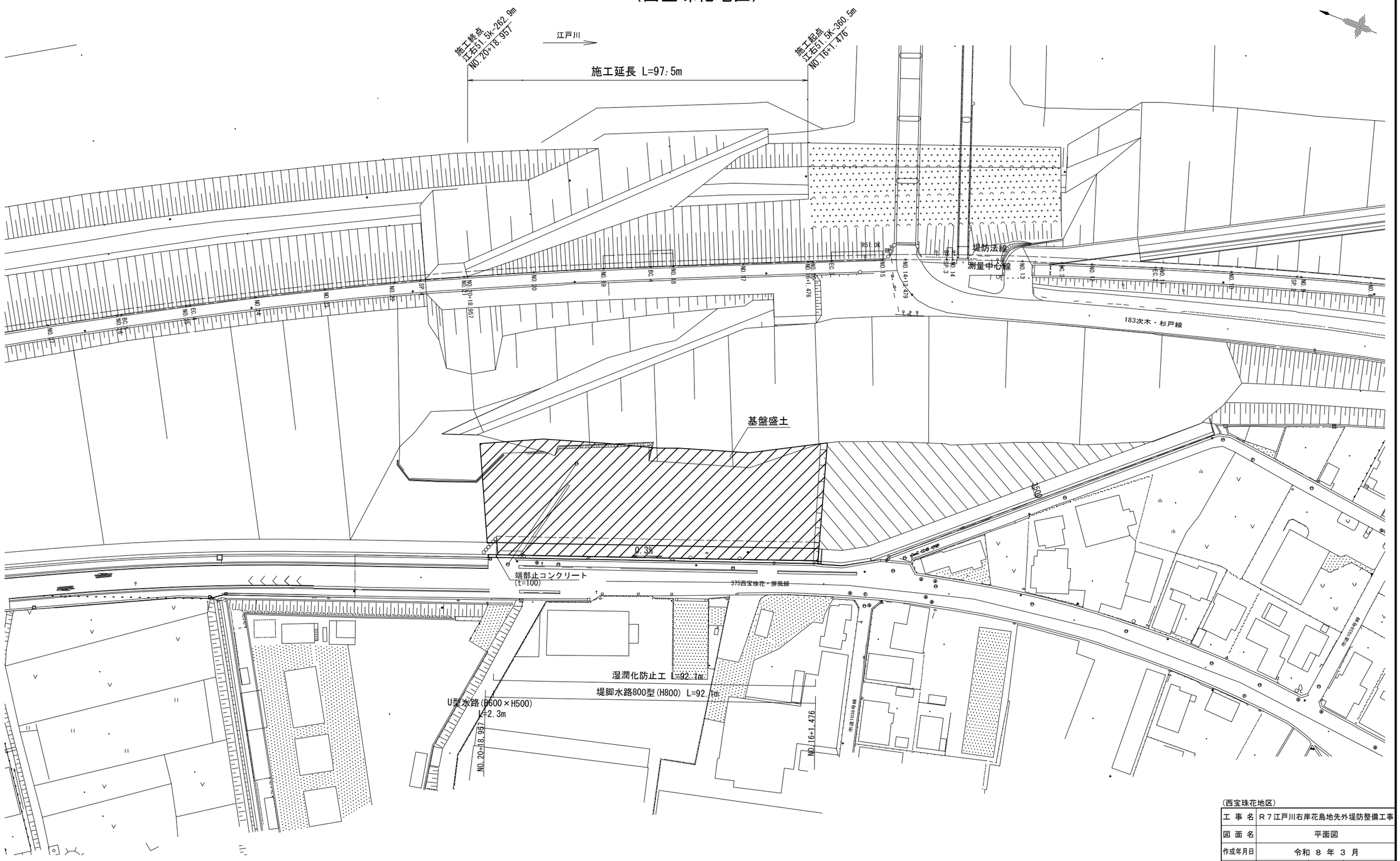

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	R７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	平面図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:500	図面番号	10 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

縦断図

V=1:100
H=1:1000

（西宝珠花地区）

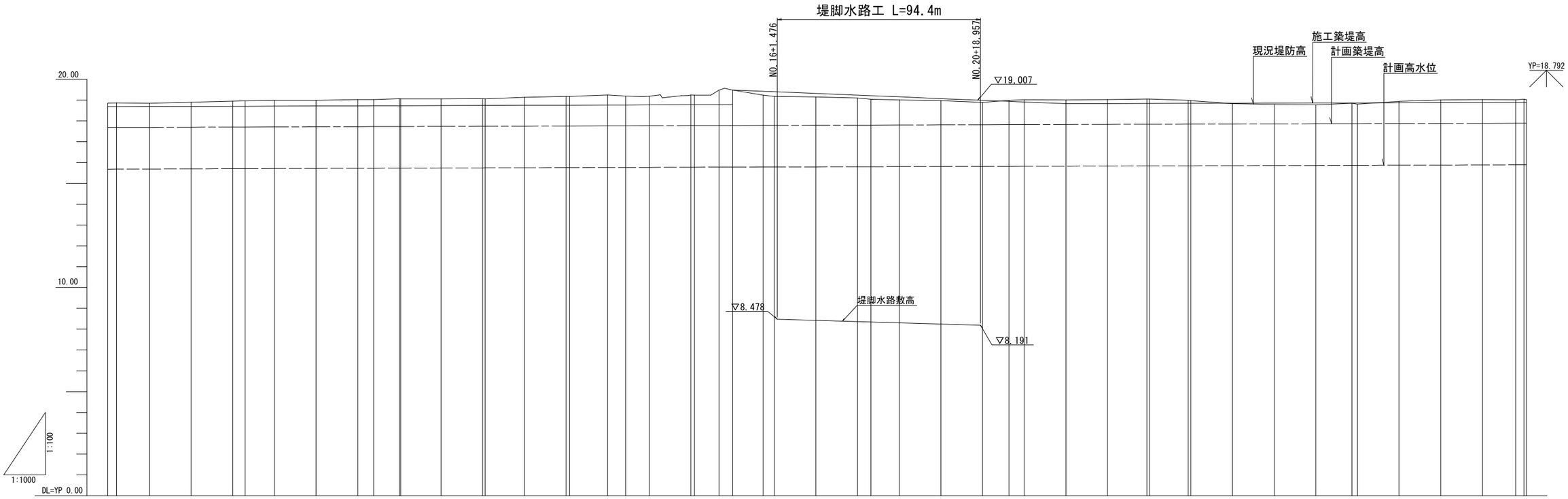

測点	単距離	追加距離	現況堤防高	計画高水位	計画築堤高	施工築堤高
西BP	0.000	0.000	18.86	15.686	17.686	18.686
BC. 1	4.177	4.177	18.87	15.688	17.688	18.688
NO. 1	15.823	20.000	18.85	15.693	17.693	18.693
NO. 2	20.000	40.000	18.90	15.699	17.699	18.699
NO. 3	20.000	60.000	18.95	15.706	17.706	18.706
SP. 1	5.919	65.919	18.97	15.708	17.708	18.708
NO. 4	14.081	80.000	18.99	15.713	17.713	18.713
NO. 5	20.000	100.000	18.99	15.719	17.719	18.719
NO. 6	20.000	120.000	19.03	15.726	17.726	18.726
EC. 1	7.660	127.660	19.03	15.728	17.728	18.728
NO. 7	12.340	140.000	19.07	15.732	17.732	18.732
SP. 2	0.561	140.561	19.06	15.732	17.732	18.732
NO. 8	19.439	160.000	19.06	15.739	17.739	18.739
NO. 9	20.000	180.000	19.07	15.745	17.745	18.745
SP. 2	1.150	181.150	19.06	15.746	17.746	18.746
NO. 10	18.850	200.000	19.14	15.752	17.752	18.752
NO. 11	20.000	220.000	19.18	15.758	17.758	18.758
EC. 2	1.738	221.738	19.18	15.759	17.759	18.759
NO. 12	18.262	240.000	19.25	15.765	17.765	18.765
BC. 3	8.671	248.671	19.20	15.768	17.768	18.768
NO. 13	11.329	260.000	19.19	15.771	17.771	18.771
NO. 14	20.000	280.000	19.25	15.778	17.778	18.778
SP. 3	1.664	281.664	19.24	15.778	17.778	18.778
+13.479	11.815	293.479	19.48	15.782	17.782	18.782
NO. 15	1.211	300.000	19.48	15.784	17.784	18.784
EC. 3	14.656	314.656	19.24	15.789	17.789	18.789
NO. 16	5.344	320.000	19.18	15.790	17.790	18.790
NO. 17	20.000	340.000	19.15	15.796	17.796	18.796
NO. 18	20.000	360.000	19.13	15.801	17.801	18.801
BC. 4	6.407	366.407	19.01	15.803	17.803	18.803
NO. 19	13.593	380.000	19.01	15.807	17.807	18.807
NO. 20	20.000	400.000	19.08	15.813	17.813	18.813
NO. 21	20.000	420.000	18.80	15.818	17.818	18.818
SP. 4	12.663	432.663	18.99	15.822	17.822	18.822
NO. 22	7.337	440.000	19.02	15.824	17.824	18.824
NO. 23	20.000	460.000	19.01	15.830	17.830	18.830
NO. 24	20.000	480.000	19.03	15.836	17.836	18.836
EC. 4	18.919	498.919	19.05	15.841	17.841	18.841
NO. 25	1.081	500.000	19.05	15.841	17.841	18.841
BC. 5	18.743	518.743	18.88	15.847	17.847	18.847
NO. 26	1.257	520.000	18.88	15.847	17.847	18.847
NO. 27	20.000	540.000	18.83	15.853	17.853	18.853
NO. 28	20.000	560.000	18.79	15.858	17.858	18.858
NO. 29	20.000	580.000	18.77	15.864	17.864	18.864
SP. 5	17.396	597.396	18.85	15.869	17.87	18.869
NO. 30	2.604	600.000	18.81	15.870	17.87	18.870
NO. 31	20.000	620.000	18.94	15.875	17.88	18.875
NO. 32	20.000	640.000	19.01	15.881	17.88	18.881
NO. 33	20.000	660.000	19.03	15.887	17.89	18.887
EC. 5	16.048	676.048	19.02	15.891	17.89	18.891
NO. 34	3.952	680.000	19.04	15.892	17.89	18.892
西EP	1.091	681.091	19.03	15.893	17.89	18.893

曲率

- L=4.18
- IP.3-1 IA=13-20-57 R =500.000 TL= 62.022 CL= 123.482 SL= 3.617
- L=12.90
- IP.3-2 IA=5-19-20 R =1400.000 TL= 40.599 CL= 81.175 SL= 0.586
- L=26.93
- IP.3-3 IA=4-43-33 R =800.000 TL= 33.012 CL= 65.986 SL= 0.681
- L=51.75
- IP.3-4 IA=5-50-25 R =1300.000 TL= 66.313 CL= 132.510 SL= 1.690
- L=19.82
- IP.3-5 IA=6-00-31 R =1500.000 TL= 78.725 CL= 157.306 SL= 2.064
- L=5.04

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工事名	R７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図面名	縦断図		
作成年月日	令和 8 年 3 月		
縮尺	V=1:100 H=1:1000	図面番号	11 / 23
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

標準横断図 S=1:200

（西宝珠花地区）

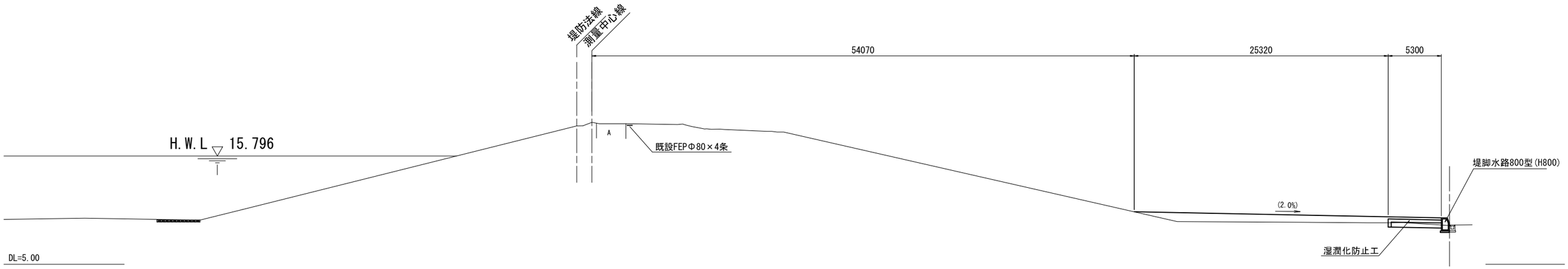

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	R７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	標準横断図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:200	図面番号	12 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

横断図（１） S=1:250

（西宝珠花地区）

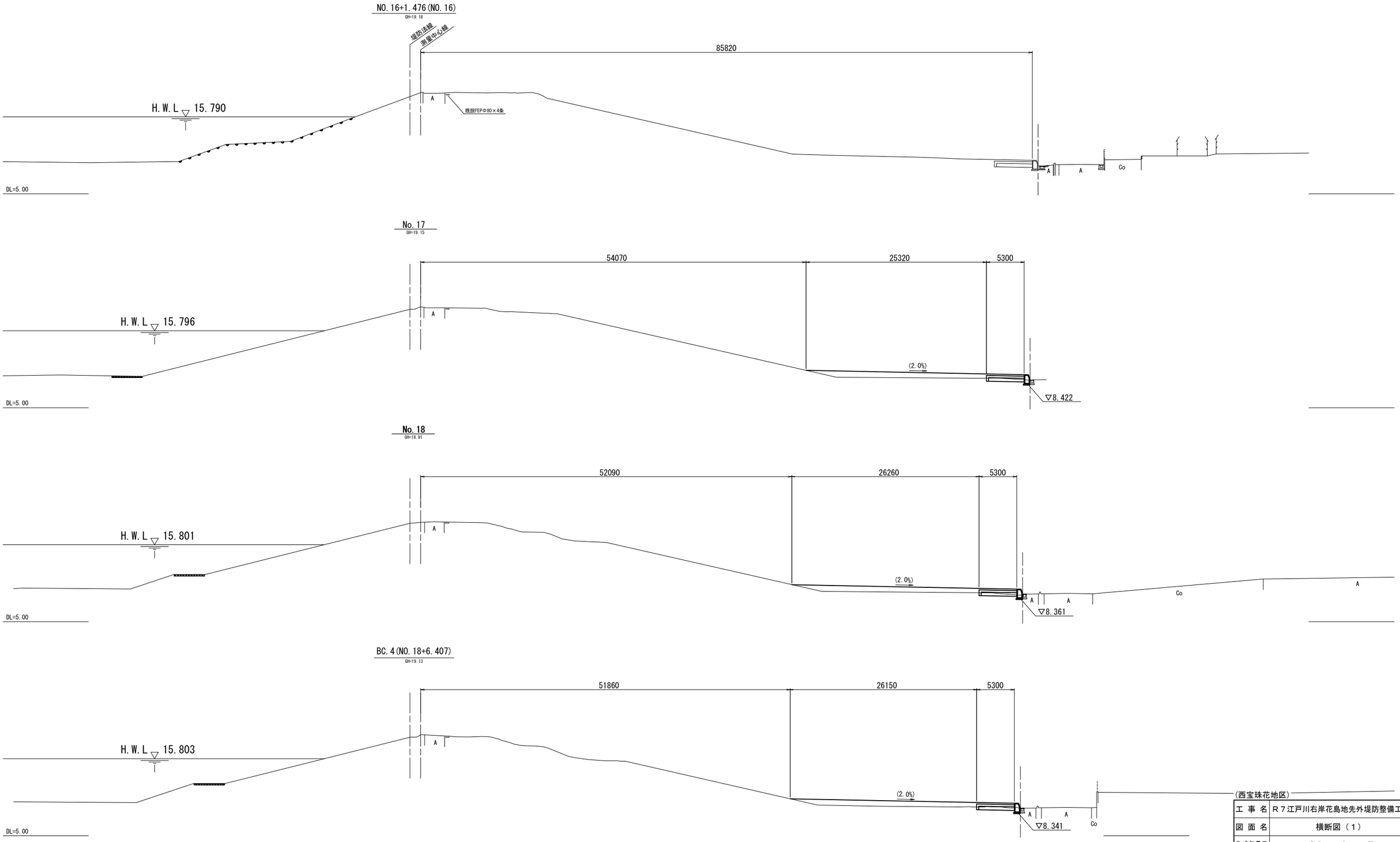

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	横断図（１）		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:250	図面番号	13 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

横断図（２） S=1:250

（西宝珠花地区）

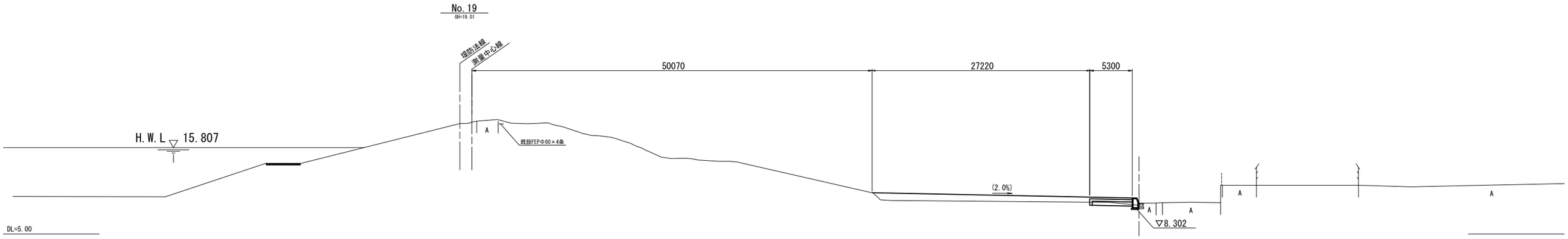

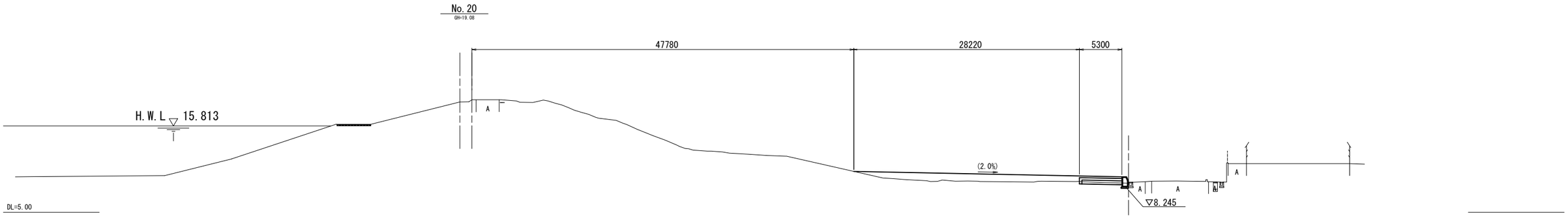

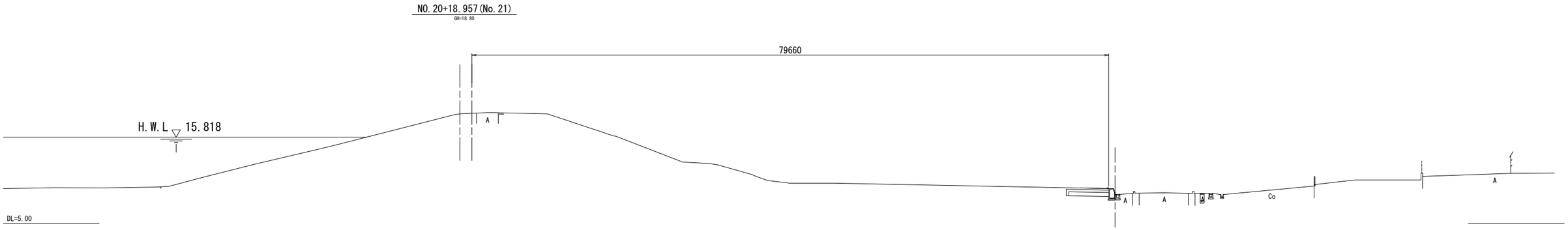

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	横断図（２）		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:250	図面番号	14 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

堤脚水路縦断図
（西宝珠花地区）

縦 断 図　S=1:200

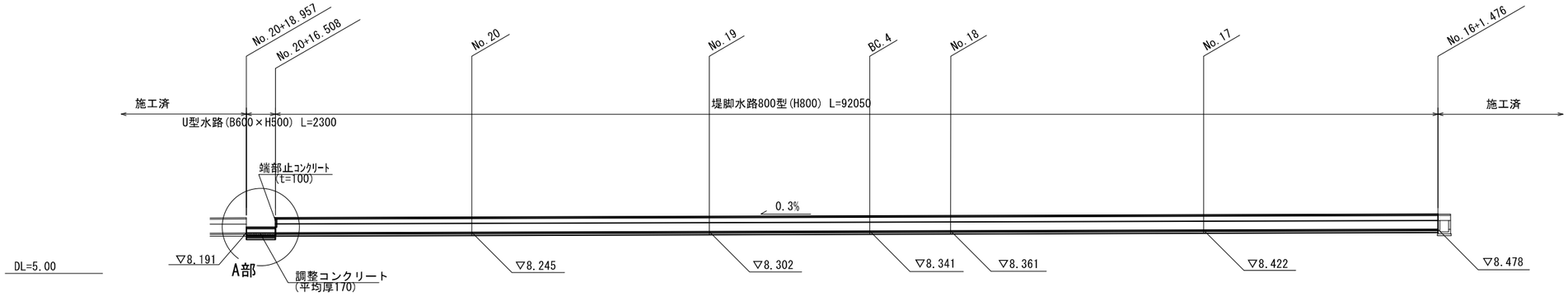

A部拡大図　S=1:20

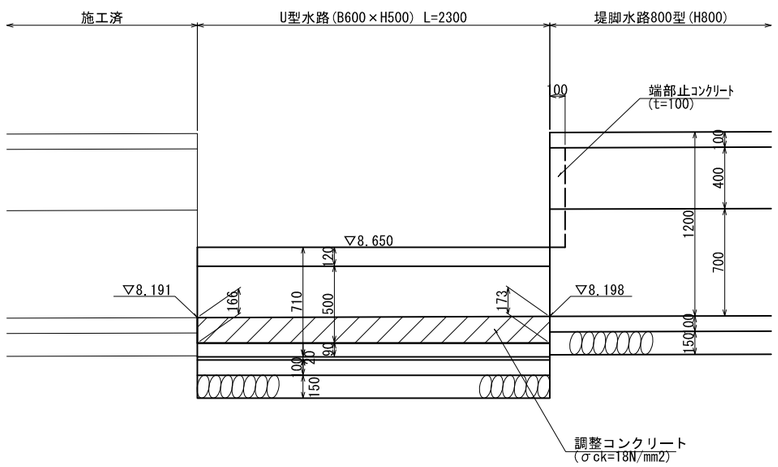

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	堤脚水路縦断図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮　　尺	図示	図面番号	15 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

堤脚水路詳細図 S=1:20

（西宝珠花地区）

標 準 断 面 図

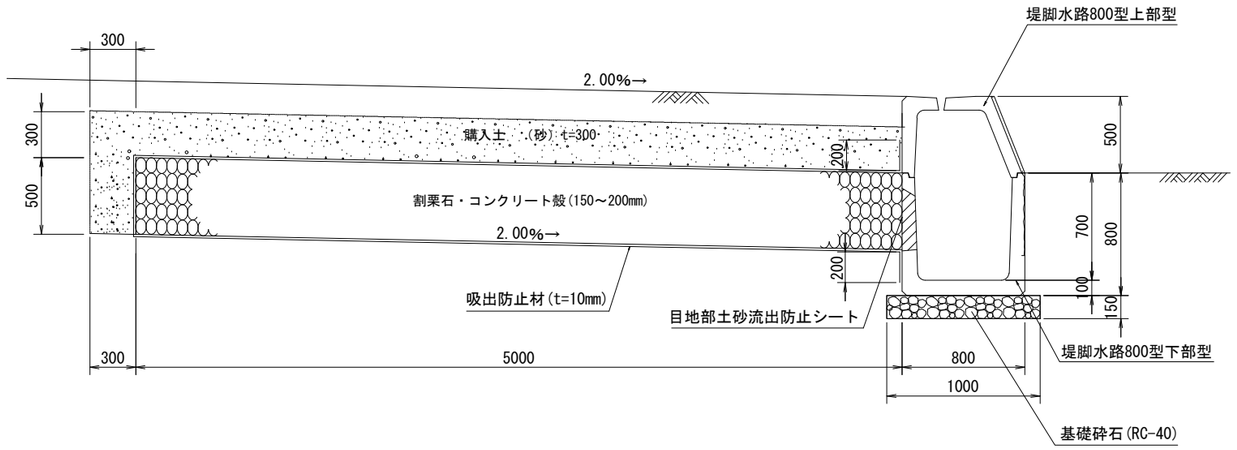

堤脚水路上部型グレーチングタイプ

1箇所/10m

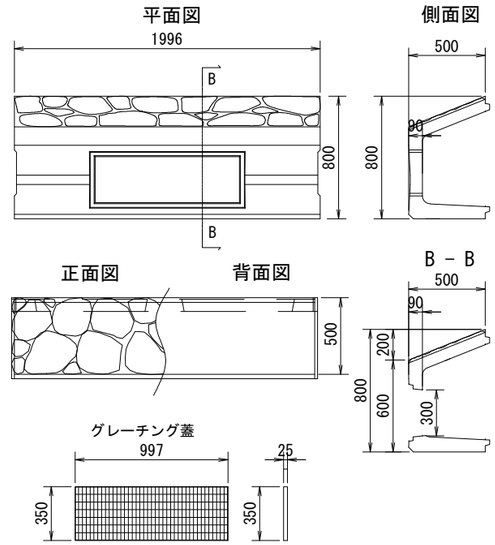

堤脚水路上部型
端部止めコンクリート

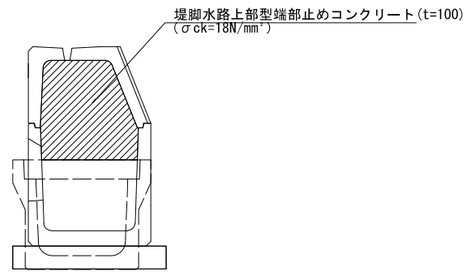

堤脚水路上部型スリットタイプ

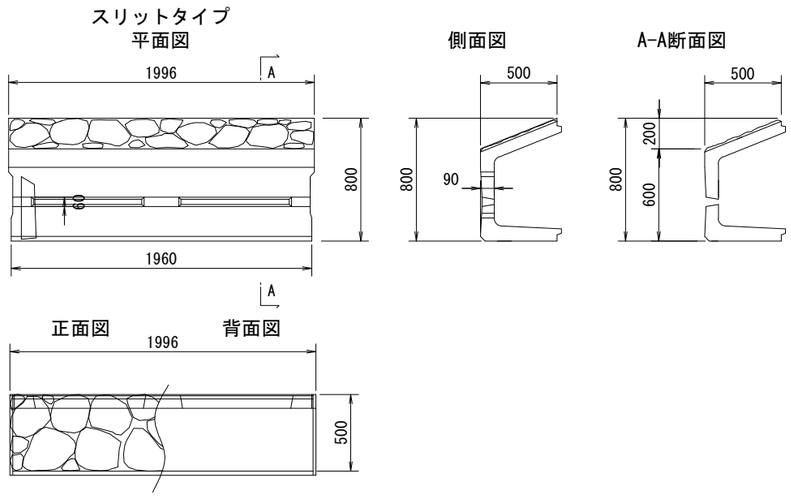

堤脚水路下部型

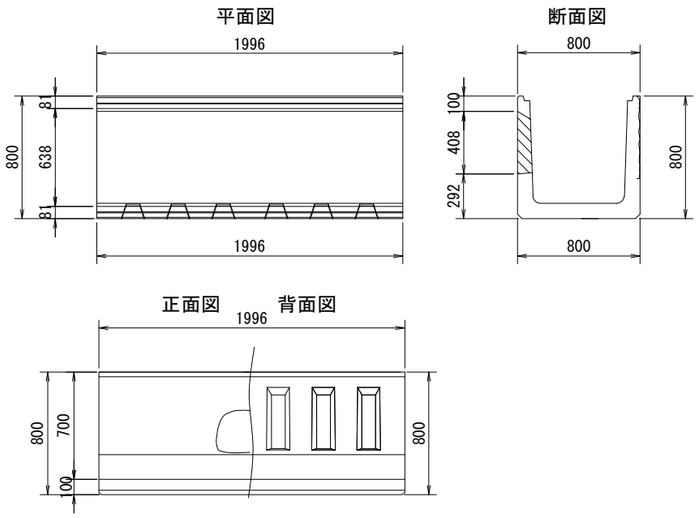

堤脚水路U型水路部

(B600×H500)

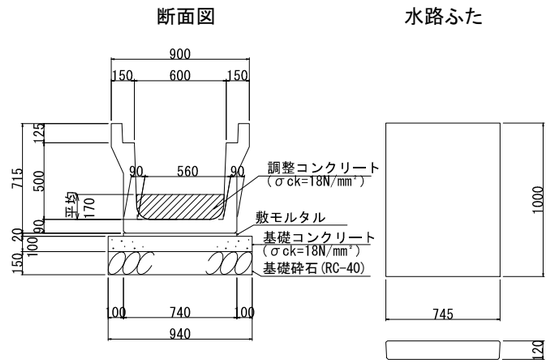

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	R７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	堤脚水路詳細図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:20	図面番号	16 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

地下埋設物撤去平面図

S=1:500

（西宝珠花地区）

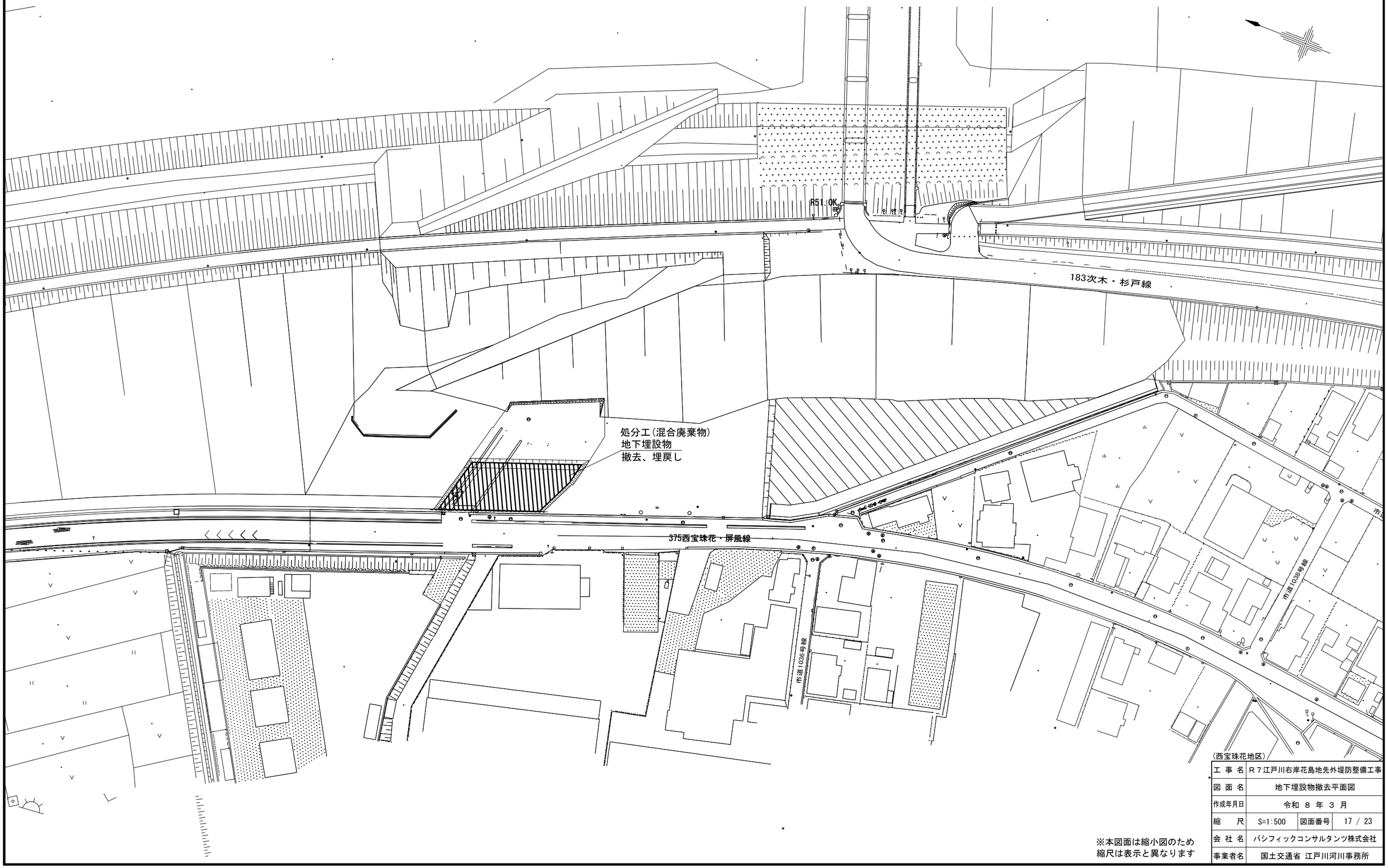

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	地下埋設物撤去平面図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:500	図面番号	17 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

地下埋設物撤去標準断面図 S=1:100

（西宝珠花地区）

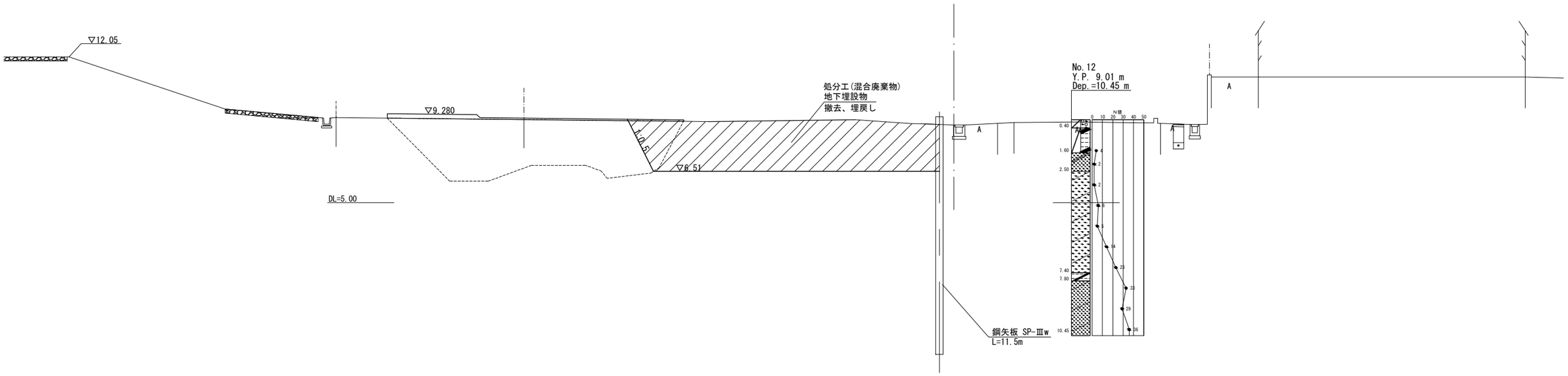

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	地下埋設物撤去標準断面図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:100	図面番号	18 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

撤去平面図 S=1:500

（西宝珠花地区）

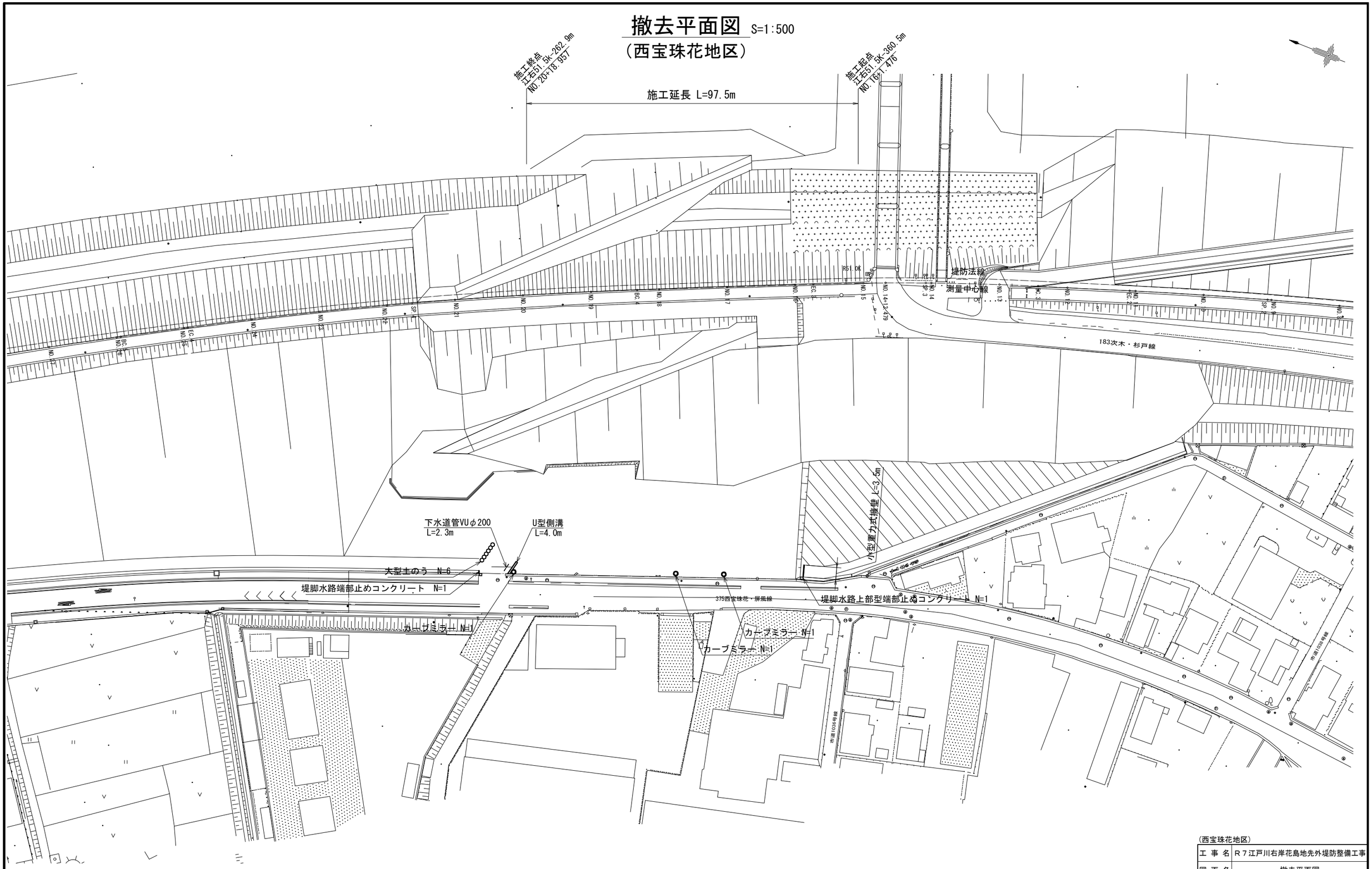

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	R７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	撤去平面図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	S=1:500	図面番号	19 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

撤去構造図（１）
（西宝珠花地区）

小型重力式擁壁 S=1:15
(h=1.0m)

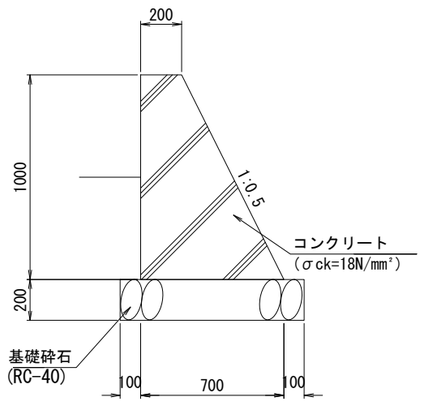

塩ビ管 S=1:10
(VUφ200)

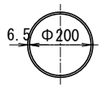

U型側溝 S=1:5

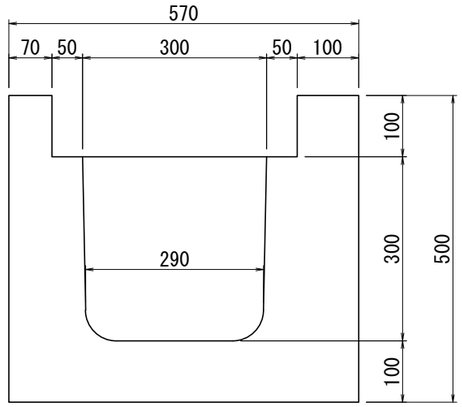

堤脚水路
端部止めコンクリート S=1:15
(t=0.1m)

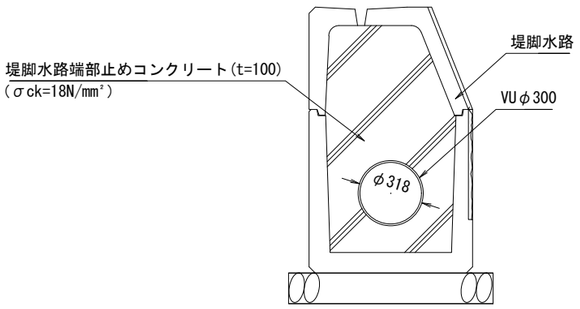

堤脚水路上部型
端部止めコンクリート S=1:15
(t=0.1m)

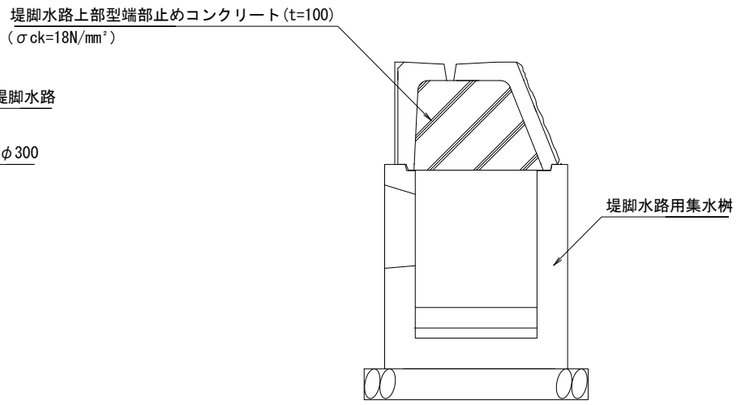

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

(西宝珠花地区)

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	撤去構造図（１）		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	図示	図面番号	20 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

撤去構造図（２）

（西宝珠花地区）

カーブミラー　S=1:15

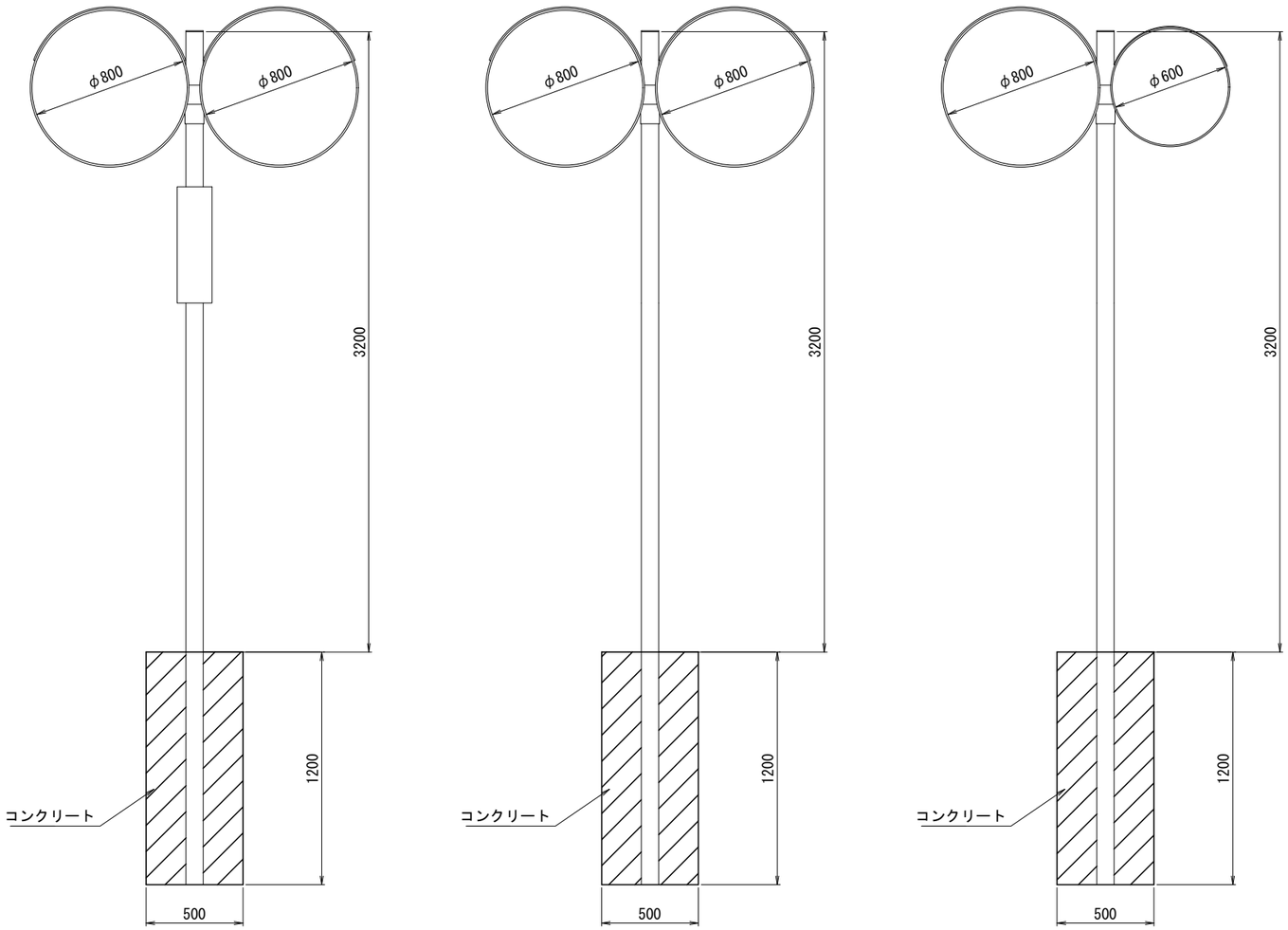

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	撤去構造図（２）		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮　　尺	S=1:15	図面番号	21 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

仮設一般図 S=1:500

（西宝珠花地区）

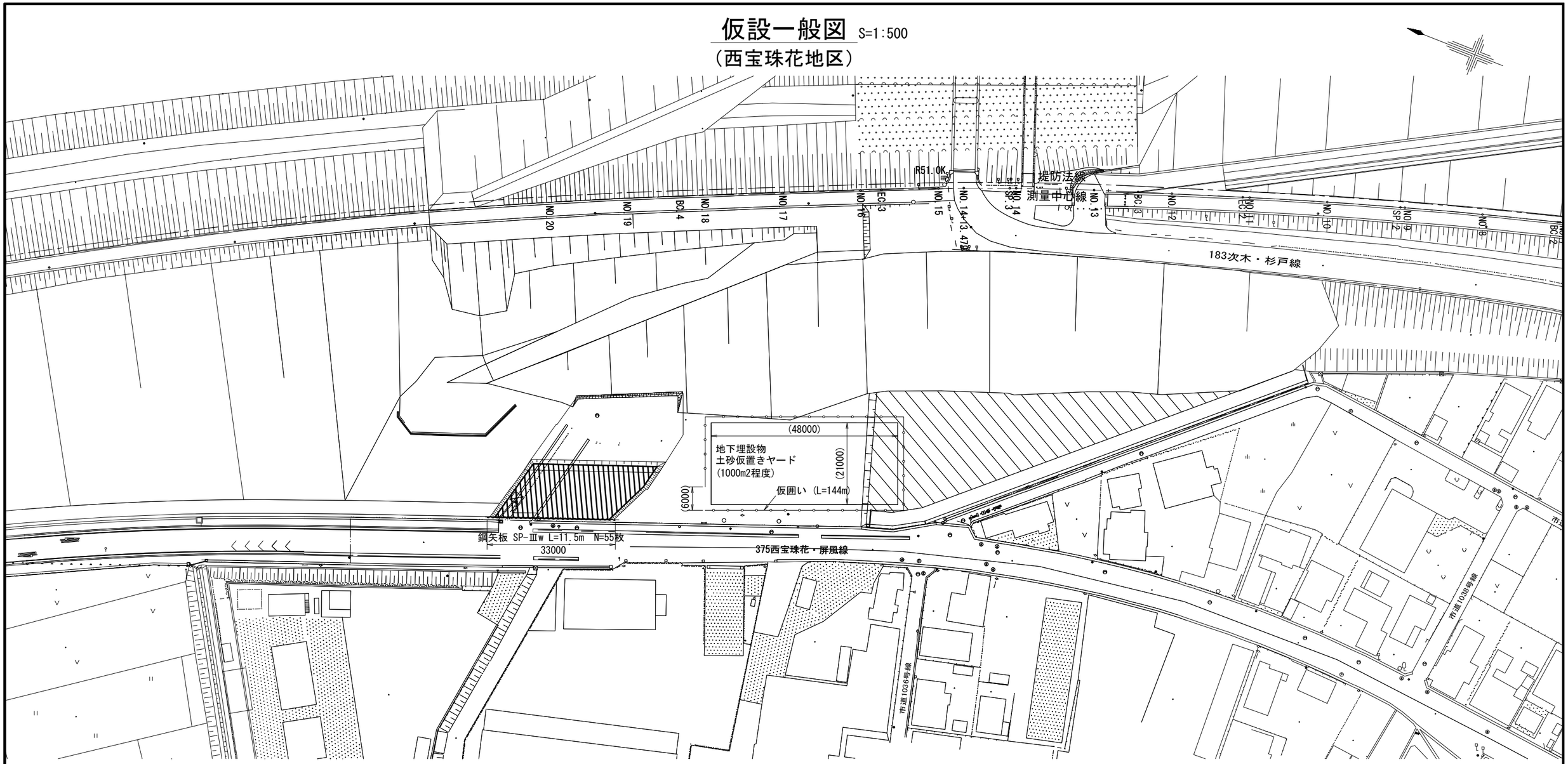

横断図 S=1:200

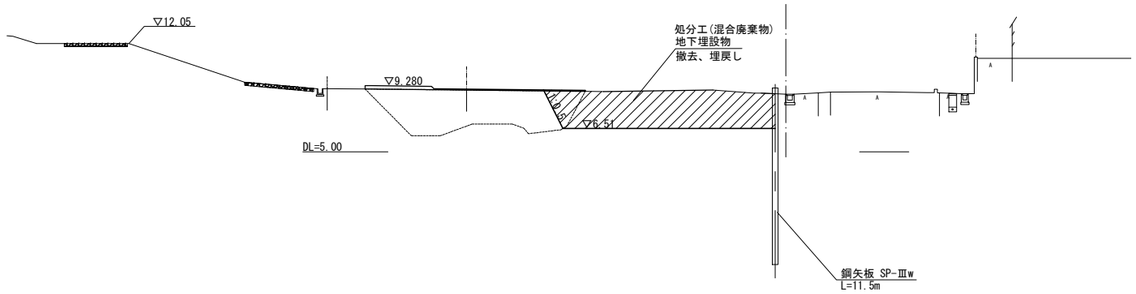

仮囲い詳細図（参考図）S=1:50

背面図

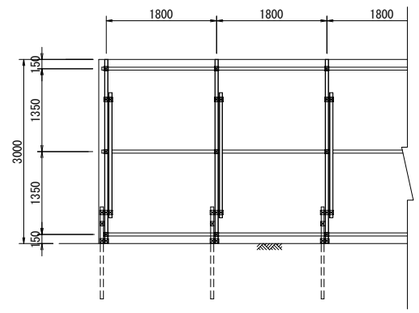

断面図

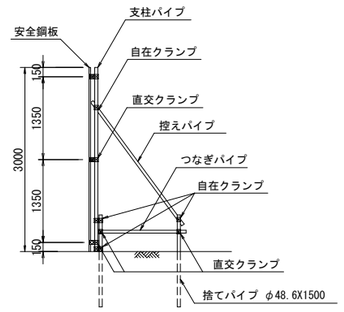

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	仮設一般図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	図示	図面番号	22 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		

仮設土留め工一般図

（西宝珠花地区）

断面図 S=1:50

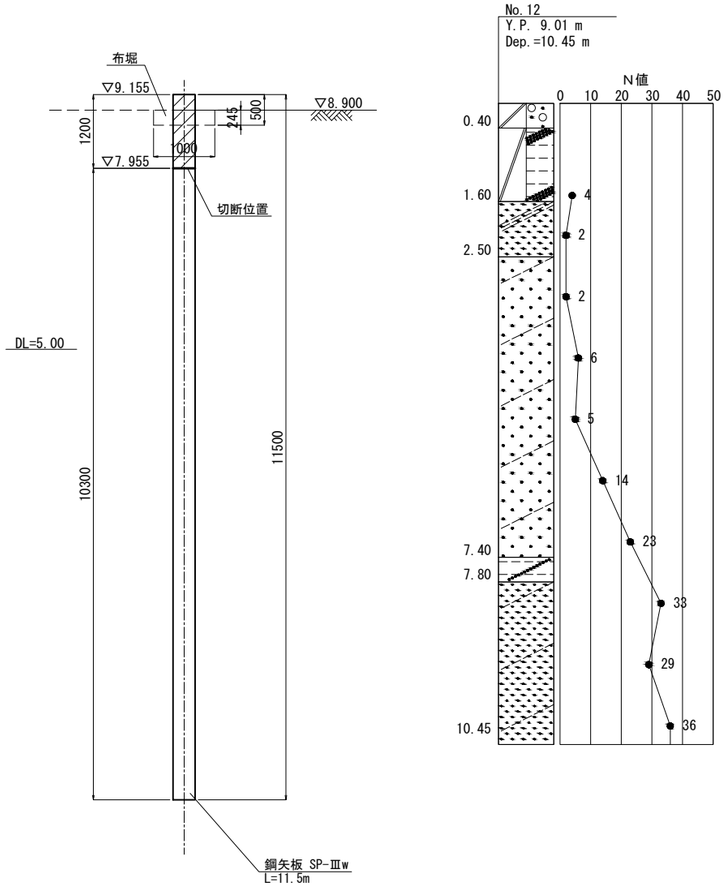

展開図 S=1:50

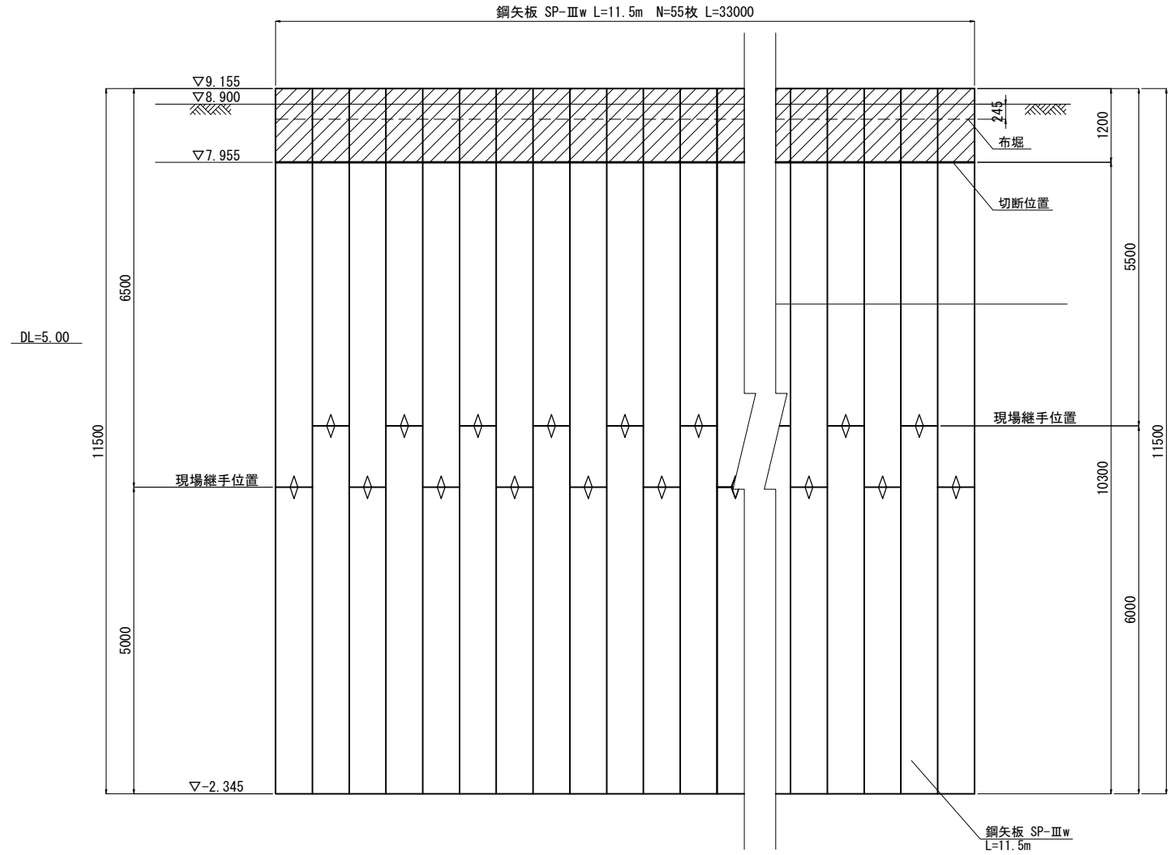

切断位置詳細図 S=1:30

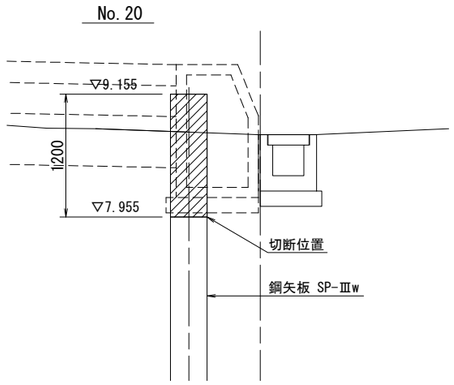

鋼矢板継手詳細図

SP-Ⅲw

現場溶接詳細図 S=1:20

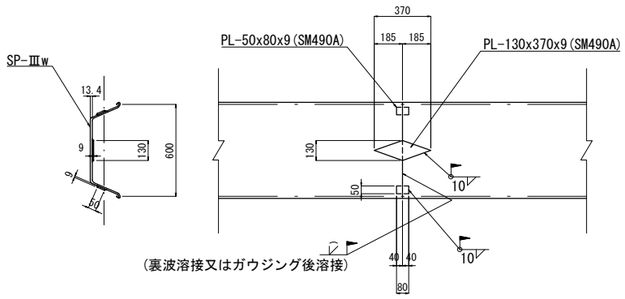

開先加工範囲 S=1:10

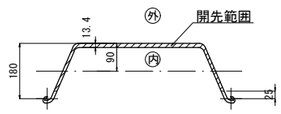

開先形状図 S=1:10

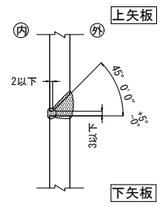

（備考）現場溶接継ぎ仕様は鋼管杭協会の鋼矢板の溶接継ぎ標準仕様に基づいています。

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

（西宝珠花地区）

工 事 名	Ｒ７江戸川右岸花島地先外堤防整備工事		
図 面 名	仮設土留め工一般図		
作成年月日	令和 ８ 年 ３ 月		
縮 尺	図示	図面番号	23 / 23
会 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事業者名	国土交通省 江戸川河川事務所		